○　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　事業（第一条―第五十二条） 第二章　共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条―第六十条） 第三章　子会社等（第六十一条―第七十四条の二） 第四章　管理 第一節　議決権行使の期限（第七十五条・第七十六条） 第二節　役員（第七十六条の二―第八十六条） 第三節　決算書類 第一款　総則（第八十七条―第九十二条） 第二款　貸借対照表（第九十三条―第百六条） 第三款　損益計算書（第百七条―第百十七条） 第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百十八条―第百二十一条） 第五款　注記表（第百二十二条―第百三十四条） 第六款　事業報告（第百三十五条―第百三十九条） 第七款　附属明細書（第百四十条―第百四十二条） 第八款　部門別損益計算書（第百四十三条） 第四節　決算書類の監査 第一款　通則（第百四十四条）	目次 第一章　事業（第一条―第五十二条） 第二章　共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条―第六十条） 第三章　子会社等（第六十一条―第七十四条の二） 第四章　管理 第一節　議決権行使の期限（第七十五条・第七十六条） 第二節　役員（第七十七条―第八十六条） 第三節　決算書類 第一款　総則（第八十七条―第九十二条） 第二款　貸借対照表（第九十三条―第百六条） 第三款　損益計算書（第百七条―第百十七条） 第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百十八条―第百二十一条） 第五款　注記表（第百二十二条―第百三十四条） 第六款　事業報告（第百三十五条―第百三十九条） 第七款　附属明細書（第百四十条―第百四十二条） 第八款　部門別損益計算書（第百四十三条） 第四節　決算書類の監査 第一款　通則（第百四十四条）

第二款　会計監査人設置組合以外の組合における監査（第百四十五条・第百四十六条）
第三款　会計監査人設置組合における監査（第百四十七条―第百五十六条）
第五節　決算書類の組合員への提供及び承認の特則に関する要件
第一款　決算書類の組合員への提供（第百五十七条）
第二款　決算書類の承認の特則に関する要件（第百五十八条）
第六節　機関等（第百五十九条―第百八十一条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十二条）
第二款　資産及び負債（第百八十三条―第百九十四条）
第三款　純資産（第百九十五条―第百九十八条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第百九十九条―第二百一条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百二条―第二百七条）
（削る。）
第十節　解散、合併、新設分割及び清算（第二百八条―第二百十四条）
第五章　農事組合法人（第二百十五条―第二百十八条）
第六章　組織変更（第二百十九条―第二百二十三条）
第七章　指定紛争解決機関（第二百二十三条の二―第二百二十三条の十六）

第二款　特定組合以外の組合における監査（第百四十五条・第百四十六条）
第三款　特定組合における監査（第百四十七条―第百五十六条）
第五節　決算書類の組合員への提供及び承認の特則に関する要件
第一款　決算書類の組合員への提供（第百五十七条）
第二款　決算書類の承認の特則に関する要件（第百五十八条）
第六節　機関等（第百五十九条―第百八十一条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十二条）
第二款　資産及び負債（第百八十三条―第百九十四条）
第三款　純資産（第百九十五条―第百九十八条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第百九十九条―第二百一条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百二条―第二百七条）
第十節　削除
第十一節　合併等（第二百九条―第二百十四条）
第五章　農事組合法人（第二百十五条―第二百十九条）
第六章　農業協同組合中央会（第二百二十条―第二百二十三条）
第六章の二　指定紛争解決機関（第二百二十三条の二―第二百二十三条の十六）

第八章　監督（第二百二十四条―第二百三十二条）
第九章　雑則（第二百三十三条―第二百四十四条）
附則

（保険会社の業務の代理又は事務の代行）
第二条　法第十条第八項の農林水産省令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるもの（農業協同組合にあっては、第一号イに掲げるもの）とする。
一　（略）
二　次に掲げる事務の代行
イ～ニ　（略）
ホ　前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を含む。）の代行であって、農業協同組合連合会が法第十一条の六十八第一項第一号に掲げる保険会社（第三十二条第一号を除き、以下「保険会社」という。）の委託を受けて行うもの
2～4　（略）

（出資の総額の最低限度）
第四条　法第十条の三第一項の農林水産省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の農林水産省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

第七章　監督（第二百二十四条―第二百三十二条）
第八章　雑則（第二百三十三条―第二百三十六条）
附則

（保険会社の業務の代理又は事務の代行）
第二条　法第十条第八項の農林水産省令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるもの（農業協同組合にあっては、第一号イに掲げるもの）とする。
一　（略）
二　次に掲げる事務の代行
イ～ニ　（略）
ホ　前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を含む。）の代行であって、農業協同組合連合会が法第十一条の四十九第一項第一号に掲げる保険会社（第三十二条第一号を除き、以下「保険会社」という。）の委託を受けて行うもの
2～4　（略）

（出資の総額の最低限度）
第四条　法第十条の二第一項の農林水産省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の農林水産省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第五条第一項各号に掲げる要件に該当する農業協同組合　千万円

二～四　（略）

（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）

第五条　法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、令第十条第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第六項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項、第三十五条第七項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項及び第五十八条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。）が業務として有する議決権

一　農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第一条の五第一項各号に掲げる要件に該当する農業協同組合　千万円

二～四　（略）

（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）

第五条　法第十一条の二第三項（法第十一条の四十六第七項（法第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項において準用する場合を含む。）、令第一条の十第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第六項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項、第三十五条第七項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項及び第五十八条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第十一条の四十七第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。）が業務として有する議決権

二～四　（略）

２　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者）

第六条　（略）

２　前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等（令第十一条第三項に規定する法人等をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

一　（略）

二　当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第三十条の十第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該組合が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のあ

二～四　（略）

２　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者）

第六条　（略）

２　前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等（令第一条の十一第三項に規定する法人等をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

一　（略）

二　当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第三十条の九第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該組合が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のあ

る者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　（略）

三　（略）

3　（略）

4　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。第三十条の十第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第七条　法第十一条の九ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　当該農業協同組合連合会が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該農業協同組合連合会の特定関係者（法第十一

る者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　（略）

三　（略）

3　（略）

4　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。第三十条の九第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第七条　法第十一条の五ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　当該農業協同組合連合会が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該農業協同組合連合会の特定関係者（法第十一

条の四第三号に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定農業協同組合（経営困難農業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下同じ。）及び経営困難農業協同組合の権利義務の全部又は一部を承継する農業協同組合をいう。この号及び第六十一条第四項第十八号において同じ。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定農業協同組合の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三　（略）

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、法第十一条の九ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については農林水産大臣（これらの組合が法第十条第一項第三号の事業を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官）、その他の組合については都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が法第十一条の九各号に掲げる取引又は行為をすること

条の二の三第三号に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定農業協同組合（経営困難農業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下同じ。）及び経営困難農業協同組合の権利義務の全部又は一部を承継する農業協同組合をいう。この号及び第六十一条第四項第十八号において同じ。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定農業協同組合の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三　（略）

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については農林水産大臣（これらの組合が法第十条第一項第三号の事業を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官）、その他の組合については都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が法第十一条の五各号に掲げる取引又は行為をすること

とについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第九条　法第十一条の九第一号の農林水産省令で定める取引は、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の利用者等との間の取引等）

第十条　法第十一条の九第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　当該特定関係者の利用者又は顧客（第三十条の九を除き、以下「利用者等」という。）との間で行う取引で、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者の利用者等と同様であると認められる当該特定関係者の利用者等以外の者との間で、当該特定関係者の利用者等との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の利用者等が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件に

とについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第九条　法第十一条の五第一号の農林水産省令で定める取引は、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の利用者等との間の取引等）

第十条　法第十一条の五第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　当該特定関係者の利用者又は顧客（第三十条の八を除き、以下「利用者等」という。）との間で行う取引で、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者の利用者等と同様であると認められる当該特定関係者の利用者等以外の者との間で、当該特定関係者の利用者等との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の利用者等が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件に

しているものに限る。） 二　（略） 三　何らの名義によってするかを問わず、法第十一条の九の規定による禁止を免れる取引又は行為 （共済規程の記載事項） 第十一条　法第十一条の十七第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　事業の実施方法に関する事項 イ～チ　（略） リ　契約者割戻し（法第十一条の三十五第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項 ヌ・ル　（略） ヲ　特別勘定（法第十一条の三十七第一項に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に掲げる事項 (1)・(2)　（略） ワ　（略） 二　（略） 三　共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項 イ　（略） ロ　責任準備金（法第十一条の三十二に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項	しているものに限る。） 二　（略） 三　何らの名義によってするかを問わず、法第十一条の五の規定による禁止を免れる取引又は行為 （共済規程の記載事項） 第十一条　法第十一条の七第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　事業の実施方法に関する事項 イ～チ　（略） リ　契約者割戻し（法第十一条の十六第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項 ヌ・ル　（略） ヲ　特別勘定（法第十一条の十八第一項に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に掲げる事項 (1)・(2)　（略） ワ　（略） 二　（略） 三　共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項 イ　（略） ロ　責任準備金（法第十一条の十三に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

ハ～ト　（略）

２　（略）

（共済規程の変更の承認を要しない事項）

第十二条　法第十一条の十七第三項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等）

第十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　（略）

ハ～ト　（略）

２　（略）

（共済規程の変更の承認を要しない事項）

第十二条　法第十一条の七第三項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等）

第十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　（略）

二　法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金の額

三～七　（略）

２　前項第六号中「時価」とは、共済金等（法第十一条の十八に規定する共済金等をいう。以下同じ。）の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第十四条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより計算した額とする。

一～四　（略）

（書面の内容等）

第十五条　法第十一条の十九第一項第一号に規定する書面には、共済契約の種類等に応じ、共済契約の申込みの撤回又は解除に関する同条各項の規定に関する事項を記載しなければならない。

２　前項の書面には、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（第二十二条の二十八において「日本工業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及

二　法第十一条の十五第一項に規定する価格変動準備金の額

三～七　（略）

２　前項第六号中「時価」とは、共済金等（法第十一条の八に規定する共済金等をいう。以下同じ。）の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第十四条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の八第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより計算した額とする。

一～四　（略）

（書面の内容等）

第十五条　法第十一条の九第一項第一号に規定する書面には、共済契約の種類等に応じ、共済契約の申込みの撤回又は解除に関する同条各項の規定に関する事項を記載しなければならない。

２　前項の書面には、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（第二十二条の二十において「日本工業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び

び数字を用いなければならない。

3　第一項の書面を申込者等（法第十一条の十九第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（申込みの場所）

第十六条　法第十一条の十九第一項第四号の農林水産省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　（略）

二　共済代理店（法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。第二十二条の三から第二十二条の五までを除き、以下同じ。）の営業所又は事務所

三　（略）

（共済契約の申込みの撤回等ができないとき）

第十七条　法第十一条の十九第一項第五号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　申込者等が、営業若しくは事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業（法第二条第三項に規定する農業をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）のために、又は営業若しくは事業として締結する共済契約として申込みをしたとき。

数字を用いなければならない。

3　第一項の書面を申込者等（法第十一条の九第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（申込みの場所）

第十六条　法第十一条の九第一項第四号の農林水産省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　（略）

二　共済代理店（法第十一条の九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所

三　（略）

（共済契約の申込みの撤回等ができないとき）

第十七条　法第十一条の九第一項第五号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　申込者等が、営業若しくは事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業（法第三条第三項に規定する農業をいう。第七十九条第一項第一号リ及びルにおいて同じ。）を除く。以下この号及び第二十三条第一項第二号において同じ。）のために、又は営

二～十一　（略）

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十九第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該申込者等に対し、次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。）による承諾を得なければならない。

一・二　（略）

２　前項の規定による承諾を得た同項の組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者等に対し、法第十一条の十九第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

業若しくは事業として締結する共済契約として申込みをしたとき。

二～十一　（略）

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の九第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該申込者等に対し、次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。）による承諾を得なければならない。

一・二　（略）

２　前項の規定による承諾を得た同項の組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者等に対し、法第十一条の九第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条　法第十一条の九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

（法第十一条の五十第四項、法第十六条第四項及び法第四十三条の三第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。）

イ　（略）

ロ　組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十一条の十九第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

2～4　（略）

第二十条　法第十一条の十九第三項の農林水産省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金）

第二十一条　法第十一条の十九第五項の農林水産省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下「共済掛金期間」という。）の総日数で除した額に、当

（法第十一条の三十一第四項、法第十六条第四項及び法第四十三条の三第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。）

イ　（略）

ロ　組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十一条の九第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

2～4　（略）

第二十条　法第十一条の九第三項の農林水産省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金）

第二十一条　法第十一条の九第五項の農林水産省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下「共済掛金期間」という。）の総日数で除した額に、当該

該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。	共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。
2　（略）	2　（略）
（情報の提供） 第二十一条の二　法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係のある者は、団体共済（同項に規定する団体共済をいう。以下同じ。）に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者（当該団体共済に係る共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行った者を除く。）とする。 2　法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定めるときは、一の団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする団体共済に係る共済契約者又は前項に定める者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であって、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体共済に係る共済契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該共済契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合とする。	（新設）

3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イ　商品の仕組み

ロ　共済給付に関する事項（共済金等の主な支払事由及び共済金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）

ハ　付加することのできる主な特約に関する事項

ニ　共済期間に関する事項

ホ　共済金額その他の共済契約の引受けに係る条件

ヘ　共済掛金に関する事項

ト　共済掛金の払込みに関する事項

チ　契約者割戻しに関する事項

リ　共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

ヌ　共済契約の申込みの撤回等（法第十一条の十九第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

ル　共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

ヲ　共済責任の開始時期に関する事項

ワ　共済掛金の払込猶予期間に関する事項

カ　共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

ヨ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　指定共済事業等紛争解決機関（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　共済契約を締結する組合が法の規定により自己の共済事業等（法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に係る手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　共済契約を締結する組合が法の規定により講ずる自己の共済事業等に関する苦情処理措置（法第十一条の三十第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

タ　イからヨまでに掲げる事項のほか、共済契約者又は被共済者が商品の内容を理解するために必要な事項及び共済契約者又は被共済者の注意を喚起すべき事項として共済契約者又は被共済

者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項

二　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為（当該団体共済に係る共済契約の締結の代理又は媒介を行った者以外の者が行う当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を含み、当該団体共済に係る共済契約者又は第一項に定める者が当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を行う場合であって、前項に規定する場合における当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を除く。第二十三条第一項第四号において同じ。）に関し、共済契約の締結又は共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明

三　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあっては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

イ　事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第六号及び第二十二条の二十九第一項第四号を除き、以下同じ。）の事業活動

に伴って生ずる損害を塡補する共済契約その他内容の個別性又は特殊性が高い共済契約

ロ　一年間に支払う共済掛金の額（共済期間が一年未満であって共済期間の更新をすることができる共済契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である共済契約

ハ　団体共済に係る共済契約

ニ　既に締結している共済契約（第八号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。）

四　共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービス（共済金を受け取るべき者が当該共済契約に係る共済金の全部又は一部を対価として当該組合が提携する事業者（以下「提携事業者」という。）が取り扱う商品等（商品、権利又は役務をいう。以下同じ。）を購入し又は提供を受けることとした場合に、当該組合が当該商品等の対価の全部又は一部として当該共済金を受け取るべき者に代わり当該共済金の全部又は一部を提携事業者に支払うことをいう。第二十二条の二十九第一項第二号及び第三十条の五において同じ。）を受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が共済契約の締結又は共済契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合に限る。第二十二条の二十九第一項第二号及び第三十条の五において同じ。）

にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

五　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ　特別勘定に属する資産（以下この号及び第九号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ　資産の運用方針

ハ　資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

六　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（事業者（法人その他の団体及び事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。以下この号において同じ。）として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第二十二条の二十九第一項第四号において同じ。）を共済契約者とするものを除く。）を取り扱う場合にあっては、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、当該共済契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

七　共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した共済契約を取り扱う場合にあっては、共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

八　既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ　共済約款及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間及び共済掛金

ロ　既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他共済契約に関する重要な事項

ハ　既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

九　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面の交付

4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機と共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該共済契約者又は当該被共済者の閲覧に供し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、共済契約者又は被共済者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7　第三項の組合又は共済代理店は、第四項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に掲げる方法のうち当該組合又は共済代理店が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

8　前項の規定による承諾を得た組合又は共済代理店は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9　法第十一条の二十第一項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次に掲げる共済契約を取り扱う場合（当該共済契約に係る共済

契約者以外の者に対する情報の提供に係る場合に限る。）

イ　被共済者（共済契約者以外の者に限る。ロにおいて同じ。）が負担する共済掛金の額が零である共済契約

ロ　共済期間が一月以内であり、かつ、被共済者が負担する共済掛金の額が千円以下である共済契約

ハ　被共済者に対する商品の販売若しくは役務の提供又は行事の実施等（以下ハにおいて「主たる商品の販売等」という。）に付随して引き受けられる共済に係る共済契約（当該共済契約への加入に係る被共済者（共済契約者以外の者に限る。）の意思決定を要しないものであって、当該主たる商品の販売等に起因する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等と関連性を有するものに限る。）

ニ　法律に基づき公的年金制度又は共済制度を運営する団体その他法律又は団体が定める規程に基づき年金制度を運営する団体を共済契約者（当該年金制度の資産管理機関（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）又は同法第六十一条の規定により事務を委託された者が共済契約者となる場合を含む。）とし、当該年金制度の加入者が被共済者となる共済契約

二　既契約の一部の変更をすることを内容とする共済契約を取り扱う場合であって、次のイ又はロに掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既契約に係る第三項の規定による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い第三項第三号に掲げる方法により情報の提供を行っているとき（当該変更に係る部分を除く。）。

10　法第十一条の二十第三項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、共済代理店の商号、名称又は氏名とする。

（意向の把握等を要しない場合）

第二十一条の三　法第十一条の二十一に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第九項各号に掲げる場合

二　他の法律の規定により利用者が共済契約の締結又は共済契約への加入を義務付けられている共済契約を取り扱う場合

三　勤労者財産形成促進法第六条に規定する共済契約を取り扱う場合

（新設）

（共済代理店の社内規則等）

第二十一条の四　共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務（法第十一条の二十二に規定する共済契約の締結の代理又は媒介の業務をいう。第二十二条の二及び第二十二条の四において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに利用者の意向の適切な把握並びに犯罪

（新設）

を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定の団体共済における共済契約者から加入者への情報提供等の確保）

第二十一条の五　共済代理店は、第二十一条の二第二項の規定による加入させるための行為が行われる団体共済に係る共済契約を取り扱う場合においては、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該共済契約者による当該共済契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の管理措置等）

第二十一条の六　共済代理店は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第二十一条の七　共済代理店は、その業務上取り扱う個人である利用

（新設）

（新設）

（新設）

者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（自己契約に係る共済掛金の合計額）

第二十一条の八　法第十一条の二十三第二項に規定する共済契約の締結の代理又は媒介を行った自己契約に係る共済掛金（以下この項において「自己契約に係る共済掛金」という。）の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において自己契約に係る共済掛金（自己を共済契約者とする共済契約にあっては、次に掲げる全ての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。）の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

一　共済契約者に被共済利益（共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的利益をいう。）がないこと。

二　共済掛金は、被共済者が負担していること。

三　自己を共済契約者とすることについて、やむを得ない事情があること。

2　法第十一条の二十三第二項に規定する共済契約の締結の代理又は媒介を行った共済契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年

（新設）

度において共済契約の締結の代理又は媒介を行った共済契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

3　前二項に規定する共済掛金については、共済代理店が二以上の法第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済契約の締結を代理又は媒介する場合には、当該二以上の組合の全てに係る共済掛金を合計するものとする。

4　第一項及び第二項に規定する共済掛金は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの共済契約及び共済期間が一年を超える共済契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額の共済掛金とする。

（共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関する禁止行為）

第二十二条　法第十一条の二十四第四号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十　（略）

（削る。）

（削る。）

（共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関する禁止行為）

第二十二条　法第十一条の十第四号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十　（略）

十一　共済代理店が、その取り扱う個人である利用者に関する情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十二　共済代理店が、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されて

（規模が大きい共済代理店）

第二十二条の二　法第十一条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第三百三条に規定する農林水産省令で定めるものは、当該事業年度において二以上の法第十条第一項第十号の事業を行う組合から共済契約の締結の代理又は媒介の業務に関して受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるものとする。

2　前項の規定の適用については、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した同項の組合（以下この項において「委託した組合」という。）が共同事業組合である場合において、他の委託した組合（次に掲げるものに限る。）があるときは、これらの者は当該共同事業組合と同一の者とみなす。

一　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担する責任共同事業組合

二　他の共同事業組合（前号の責任共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担するものに限る。）

（共済代理店の業務に関する帳簿書類の保存）

第二十二条の三　共済代理店（準用保険業法第三百三条に規定する共いない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

（特定共済契約）

第二十二条の二　法第十一条の十の三の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる共済契約とする。

一・二　（略）

三　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（次に掲げるものを除く。）

イ　前二号に掲げるもの

ロ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約であって、当該組合がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもって表示するもの（共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第二十三条第一項第二号において同じ。）を共済契約者とするものに限る。）

（契約の種類）

第二十二条の三　法第十一条の十の三において読み替えて準用する金

済代理店をいう。次条及び第二十二条の五において同じ。）は、共済契約の締結の日から五年間、当該共済契約に係る準用保険業法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

（共済代理店が備え置かなければならない帳簿書類）

第二十二条の四　準用保険業法第三百三条に規定する農林水産省令で定める事項は、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合ごとに、次に掲げる事項とする。

一　共済契約の締結の年月日

二　共済契約の引受けを行う組合の名称

三　共済契約に係る共済掛金

四　共済契約の締結の代理又は媒介に関して当該共済代理店が受けた手数料、報酬その他の対価の額

（共済代理店の事業報告書の様式等）

第二十二条の五　準用保険業法第三百四条に規定する事業報告書は、共済代理店が法人である場合においては別紙様式第一号(一)により、個人である場合においては別紙様式第一号(二)により、それぞれ作成しなければならない。

（特定共済契約）

第二十二条の六　法第十一条の二十七の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる共済契約とする。

融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約（法第十一条の十の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

第二十二条の四　削除

（新設）

（新設）※旧第二十二条の二

一　第四十条に規定する共済契約

二　解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約（前号に掲げるものを除く。）

三　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（次に掲げるものを除く。）

イ　前二号に掲げるもの

ロ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を塡補することを約し、共済掛金を収受する共済契約であって、当該組合が塡補すべき損害の額を当該外国通貨をもって表示するもの（共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者を共済契約者とするものに限る。）

（契約の種類）

第二十二条の七　法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約（法第十一条の二十七に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

（新設）※旧第二十二条の三

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第二十二条の八　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った法第十条第一項第十号の事業を行う組合のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第二十二条の十一において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の九　（略）

２　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第十二条第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消

第二十二条の五　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った法第十条第一項第十号の事業を行う組合のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第二十二条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の六　（略）

２　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第一条の十二第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係

去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二条の十　令第十二条第一項及び第十三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項各号又は第二十二条の十二第一項各号に掲げる方法のうち法第十条第一項第十号の事業を行う組合が用いるもの

二　（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の十一　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十二条の十二　（略）

（特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十二条の十三　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林

る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ　（略）

四　（略）

3　（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二条の七　令第一条の十二第一項及び第一条の十三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項各号又は第二十二条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち法第十条第一項第十号の事業を行う組合が用いるもの

二　（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の七の二　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十二条の七の三　（略）

（特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十二条の八　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水

水産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　（略）

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二条の十五において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水産省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二十二条の十五において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の十四　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定が、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二条の十六において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書

産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　（略）

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二条の十において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水産省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二十二条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の九　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定が、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書

に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

２　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二条の十五　（略）

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第二十二条の十六　（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十二条の十七　（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十二条の十八　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第二十二条の二十第二項第三号及び第二十二条の二十一において同じ。）における申出者（準用金融商品取

に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

２　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二条の十　（略）

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第二十二条の十の二　（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十二条の十一　（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十二条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第二十二条の十四第二項第三号及び第二十二条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品

引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十二条の二十において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ　（略）

ハ　法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ～ト　（略）

三　（略）

取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十二条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ　（略）

ハ　法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ～ト　（略）

三　（略）

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十二条の十九　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　（略）

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二条の二十一において同じ。）とする旨

2　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の二十　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定が、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二条の二十二において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十二条の十三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　（略）

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二条の十四の二において同じ。）とする旨

2　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二十二条の十四　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定が、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）に

適用されない旨とする。

２　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二条の二十一　（略）

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第二十二条の二十二　（略）

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第二十二条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

は適用されない旨とする。

２　（略）

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二条の十四の二　（略）

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第二十二条の十四の三　（略）

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第二十二条の十五　準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1)　（略）

(2)　第二十二条の三十第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法）

第二十二条の二十四　（略）

2　前項の組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告等をするときは、令第十四条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の二十五　令第十四条第一号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき対価（以下「手数料等」と

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1)　（略）

(2)　第二十二条の二十一第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法）

第二十二条の十六　（略）

2　前項の組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告等をするときは、令第一条の十四第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の十七　令第一条の十四第一号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき対価（以下「手数料等」

いう。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。 ２～４　（略） （特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項） 第二十二条の二十六　令第十四条第三号の農林水産省令で定める事項は、当該特定共済契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。 （特定共済契約の締結の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項） 第二十二条の二十七　（略） （特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載方法） 第二十二条の二十八　（略） ２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同	という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。 ２～４　（略） （特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項） 第二十二条の十八　令第一条の十四第三号の農林水産省令で定める事項は、当該特定共済契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。 （特定共済契約の締結の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項） 第二十二条の十九　（略） （特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載方法） 第二十二条の二十　（略） ２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同

項第五号及び第二十二条の三十二第八号に掲げる事項を、枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

３　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第二十二条の三十二第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

（情報の提供）

第二十二条の二十九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

二　特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を

項第五号及び第二十二条の二十三第八号に掲げる事項を、枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

３　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第二十二条の二十三第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

（新設）

受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

三　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ　特別勘定に属する資産（以下この号及び第七号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ　資産の運用方針

ハ　資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

四　共済金等の額を外国通貨をもって表示する特定共済契約（事業者を共済契約者とするものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う場合にあっては、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、当該特定共済契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

五　共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、特定共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した特定共済契約を取り扱う場合にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

六　既に締結されている共済契約（特定共済契約を含む。以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する特定共済契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する特定共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ　共済約款及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間及び共済掛金

ロ　既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他特定共済契約に関する重要な事項

ハ　既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

七　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面の交付

2　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号及び第七号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合にお

いて、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる第二十一条の二第四項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た組合は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の三十　（略）

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の三十一　（略）

（特定共済契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の二十一　（略）

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第一条の十二の規定並びに第二十二条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二条の二十二　（略）

2　第二十二条の二十五第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第二十二条の三十二　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　特定共済契約の申込みの撤回等（法第十一条の十九第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

三～十一　（略）

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合が法第十一条の三十第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の三十第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2　第二十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第二十二条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　特定共済契約の申込みの撤回等（法第十一条の九第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

三～十一　（略）

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定共済事業等紛争解決機関（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百四条第一項第二号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の十二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ及び第二百四条第一項において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の十二の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第二百四条第

十三　（略）

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第二十二条の三十三　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の三十四　（略）

２　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二十二条の三十五　（略）

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第二十二条の三十六　準用金融商品取引法第三十八条第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　第二十二条各号に掲げる行為

二・三　（略）

一項において同じ。）及び紛争解決措置（法第十一条の十二の二第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第二百四条第一項において同じ。）の内容

十三　（略）

（特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第二十二条の二十四　（略）

（特定共済契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二十二条の二十五　（略）

２　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第一条の十二の規定並びに第二十二条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二十二条の二十六　（略）

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第二十二条の二十七　準用金融商品取引法第三十八条第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　第二十二条第一号から第十号までに掲げる行為

二・三　（略）

（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第二十二条の三十七　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十九の規定により、その共済事業（法第十一条の十七第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

（削る。）

（削る。）

（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第二十二条の二十八　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十二の規定により、その共済事業（法第十一条の七第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ　特別勘定に属する資産（以下この項において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ　資産の運用方針

ハ　資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

二　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（事業者を共済契約者とするものを除く。）の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、共済契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の

（削る。）

（削る。）

額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三　共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

四　既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（被共済者のために積み立てられている額に限る。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）の共済契約の締結に際して、当該組合の役員若しくは使用人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（イに掲げる事項にあっては、既契約と新契約が対比できる方法により記載した書面）の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ　共済約款及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間、共済掛金

ロ　既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他共済契約に関して重要な事項

ハ　既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

（削る。）

一～三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十一条の二第九項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第三十条の五において同じ。）に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五　第二十一条の二第二項の規定による加入させるための行為が行われる団体共済に係る共済契約に関し、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該共済契約者による当該共済契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

2　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合にお

五　特別勘定を設けた共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

六～八　（略）

九　前各号に定めるもののほか、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（共済契約の締結時において被共済者が特定できない場合を除く。）に対し、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（新設）

2　役員等は、前項第五号及び第六号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該

いて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と共済契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者の閲覧に供し、当該共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

3　（略）

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一項の組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と、共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　第一項の組合の役員又は使用人は、第二項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又

書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した役員等は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　役員等の使用に係る電子計算機と共済契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　役員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者の閲覧に供し、当該共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、役員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

3　（略）

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、役員等の使用に係る電子計算機と、共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　役員等は、第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に

は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項各号に掲げる方法のうち当該組合の役員又は使用人が用いるもの

二　（略）

6　前項の規定による承諾を得た組合の役員又は使用人は、当該共済契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の内部規則等）

第三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該組合が講ずる法第十一条の三十第一項に定める措置の内容の説明並びに利用者の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

よる承諾を得なければならない。

一　第二項各号に掲げる方法のうち役員等が用いるもの

二　（略）

6　前項の規定による承諾を得た役員等は、当該共済契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の内部規則等）

第三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該組合が講ずる法第十一条の十二の二第一項に定める措置の内容の説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

2　（略）

（特定の財産又は役務の提供に係る業務の的確な遂行を確保するための措置）

第三十条の五　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、当該組合又は共済代理店が、共済契約者又は被共済者に対し、当該共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合において、当該共済金を受け取るべき者に対し適切な提携事業者を提示するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十条の六　法第十一条の三十第二項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。第二百二十三条の十二第二項において同じ。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

2　（略）

（新設）

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十条の五　法第十一条の十二の二第二項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　（略）

二　一般財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。第二百二十三条の十二第二項第二号において同じ。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。第二百二十三条の十二第二項第三号において同じ。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十条の七　法第十一条の三十第二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　共済事業等関連苦情（共済事業等に関する苦情をいう。以下この条において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　（略）

ハ　共済事業等関連苦情の申出先を利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。）に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

一　（略）

二　財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十条の六　法第十一条の十二の二第二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　共済事業等関連苦情（共済事業等（法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この条において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　（略）

ハ　共済事業等関連苦情の申出先を利用者（利用者以外の法第十一条の十第四号に規定する共済契約者等を含む。）に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二・三　（略）

四　法第九十二条の六第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第二号に規定する信用事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第五十条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五　（略）

2　法第十一条の三十第二項第二号の紛争解決措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第九十二条の六第一項の規定による指定又は令第五十条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五　（略）

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　（略）

二　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の

二・三　（略）

四　法第九十二条の六第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第二号に規定する信用事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第五条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五　（略）

2　法第十一条の十二の二第二項第二号の紛争解決措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一～三　（略）

四　法第九十二条の六第一項の規定による指定又は令第五条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五　（略）

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　（略）

二　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の

六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五十条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第三十条の八　法第十一条の三十一第一項の農林水産省令で定める事業又は業務は、共済事業に係る事業又は業務（次条において「共済事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五条の八各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第三十条の七　法第十一条の十二の三第一項の農林水産省令で定める事業又は業務は、共済事業に係る事業又は業務（次条において「共済事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第三十条の九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の三十一第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子法人等及び関連法人等）

第三十条の十　令第十六条第三項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一～三　（略）

２　令第十六条第四項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて組合（当該組合の子法人等（令第十六条第三項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

第三十条の八　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の十二の三第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子法人等及び関連法人等）

第三十条の九　令第一条の十六第三項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一～三　（略）

２　令第一条の十六第四項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて組合（当該組合の子法人等（令第一条の十六第三項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一～三　（略）

3　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十一条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額（共同事業組合にあっては、第二号に定める金額）を共済規程に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一　（略）

二　未経過共済掛金　共済契約又は共済掛金の特性により、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額

イ　（略）

ロ　当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の三十三に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

三　（略）

2～7　（略）

一～三　（略）

3　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十一条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額（共同事業組合にあっては、第二号に定める金額）を共済規程に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一　（略）

二　未経過共済掛金　共済契約又は共済掛金の特性により、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額

イ　（略）

ロ　当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の十四に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

三　（略）

2～7　（略）

（支払義務が発生したものに準ずる共済金等）

第三十三条　法第十一条の三十三の農林水産省令で定める共済金等は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等とする。

（価格変動準備金対象資産）

第三十五条　法第十一条の三十四第一項の農林水産省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産は、含まないものとする。

一～七　（略）

２　（略）

（価格変動準備金の計算）

第三十六条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において保有する資産を、別表第三の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額以上を法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、価格変動準備金の限度額は、毎事業年度末において保有する資産を、同表の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額とする。

（支払義務が発生したものに準ずる共済金等）

第三十三条　法第十一条の十四の農林水産省令で定める共済金等は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等とする。

（価格変動準備金対象資産）

第三十五条　法第十一条の十五第一項の農林水産省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産は、含まないものとする。

一～七　（略）

２　（略）

（価格変動準備金の計算）

第三十六条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において保有する資産を、別表第三の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額以上を法第十一条の十五第一項に規定する価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、価格変動準備金の限度額は、毎事業年度末において保有する資産を、同表の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額とする。

（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

第三十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の三十四第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、決算書類（非出資組合（法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。以下同じ。）及び出資組合（法第十条第二項に規定する出資組合をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ法第三十六条第二項の規定により作成すべきものをいう。以下同じ。）の作成後、速やかに、認可申請書に当該決算書類その他参考となるべき書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２　（略）

（契約者割戻しの基準）

第三十八条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が法第十一条の三十五第一項の規定により契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者割戻しの対象となる金額を計算し、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四　（略）

（特別勘定を設置する共済契約）

第四十条　法第十一条の三十七第一項の農林水産省令で定める共済契約は、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額

（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

第三十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十五第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、決算書類（非出資組合（法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。以下同じ。）及び出資組合（法第十条第二項に規定する出資組合をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ法第三十六条第二項の規定により作成すべきものをいう。以下同じ。）の作成後、速やかに、認可申請書に当該決算書類その他参考となるべき書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２　（略）

（契約者割戻しの基準）

第三十八条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が法第十一条の十六第一項の規定により契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者割戻しの対象となる金額を計算し、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四　（略）

（特別勘定を設置する共済契約）

第四十条　法第十一条の十八第一項の農林水産省令で定める共済契約は、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額に

により、共済金等の金額が変動する共済契約とする。

（勘定間の振替に係る例外）

第四十一条　法第十一条の三十七第二項の農林水産省令で定める場合は、共済掛金の収受、共済金等の支払、共済契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であって共済規程に定める場合とする。

（農業協同組合の共済事業に係る財産の運用方法）

第四十二条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合（令第三十二条第一項に規定する特定農業協同組合（次項において「特定農業協同組合」という。）を除く。）の財産で法第十一条の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～九　（略）

2　特定農業協同組合の財産で法第十一条の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、前項各号に掲げる方法及び次に掲げる方法とする。

一～五　（略）

より、共済金等の金額が変動する共済契約とする。

（勘定間の振替に係る例外）

第四十一条　法第十一条の十八第二項の農林水産省令で定める場合は、共済掛金の収受、共済金等の支払、共済契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であって共済規程に定める場合とする。

（農業協同組合の共済事業に係る財産の運用方法）

第四十二条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合（令第三条の五第一項に規定する特定農業協同組合（次項において「特定農業協同組合」という。）を除く。）の財産で法第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十一条の十九の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～九　（略）

2　特定農業協同組合の財産で法第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十一条の十九の農林水産省令で定める方法は、前項各号に掲げる方法及び次に掲げる方法とする。

一～五　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用方法）

第四十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用についての法第十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～十四　（略）

２～４　（略）

（共済計理人の選任を要しない農業協同組合の要件）

第四十四条　法第十一条の三十九第一項の農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

（共済計理人の関与事項）

第四十五条　法第十一条の三十九第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものに係る共済の数理に関する事項とする。

一～七　（略）

（共済計理人の要件）

第四十六条　法第十一条の三十九第二項の農林水産省令で定める要件は、公益社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。）の正会員であり、かつ、共済の数理に関する業務に五年以上

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用方法）

第四十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用についての法第十一条の十九の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～十四　（略）

２～４　（略）

（共済計理人の選任を要しない農業協同組合の要件）

第四十四条　法第十一条の二十第一項の農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

（共済計理人の関与事項）

第四十五条　法第十一条の二十第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものに係る共済の数理に関する事項とする。

一～七　（略）

（共済計理人の要件）

第四十六条　法第十一条の二十第二項の農林水産省令で定める要件は、社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。）の正会員であり、かつ、共済の数理に関する業務に五年以上従事し

従事した者であることとする。

（共済計理人の確認業務）

第四十七条　共済計理人は、毎事業年度末において、法第十一条の四十第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により確認しなければならない。

一・二　（略）

三　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第十一条の十八の規定並びに第十三条及び第十四条の規定に照らして適正であること。

（責任準備金に関して確認の対象となる共済契約）

第四十八条　法第十一条の四十第一項第一号の農林水産省令で定める共済契約は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）を除く全ての共済契約とする。

（共済計理人の確認事項）

第四十八条の二　法第十一条の四十第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

（共済計理人の意見書）

た者であることとする。

（共済計理人の確認業務）

第四十七条　共済計理人は、毎事業年度末において、法第十一条の二十一第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により確認しなければならない。

一・二　（略）

三　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第十一条の八並びにこの省令第十三条及び第十四条の規定に照らして適正であること。

（責任準備金に関して確認の対象となる共済契約）

第四十八条　法第十一条の二十一第一項第一号の農林水産省令で定める共済契約は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）を除くすべての共済契約とする。

（共済計理人の確認事項）

第四十八条の二　法第十一条の二十一第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

（共済計理人の意見書）

第四十九条　（略）

２　共済計理人は、法第十一条の四十第一項の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを行政庁に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項についての確認の方法その他確認の際に基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

（信託規程の記載事項）

第五十条　法第十一条の四十二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一　（略）

２　法第十一条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（宅地等供給事業実施規程の記載事項）

第五十一条　法第十一条の四十八第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

２　法第十一条の四十八第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

第四十九条　（略）

２　共済計理人は、法第十一条の二十一第一項の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを行政庁に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項についての確認の方法その他確認の際に基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

（信託規程の記載事項）

第五十条　法第十一条の二十三第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一　（略）

（新設）

（宅地等供給事業実施規程の記載事項）

第五十一条　法第十一条の二十九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

（新設）

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営）

第五十一条の二　法第十一条の五十第一項第三号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一・二　（略）

（書面等による同意を要しない組合の組合員の総数）

第五十一条の三　法第十一条の五十第五項の農林水産省令で定める数は、千二百人とする。

（農業経営規程の記載事項）

第五十二条　法第十一条の五十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

2　法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営）

第五十一条の二　法第十一条の三十一第一項第三号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一・二　（略）

（書面等による同意を要しない組合の組合員の総数）

第五十一条の三　法第十一条の三十一第五項の農林水産省令で定める数は、千二百人とする。

（農業経営規程の記載事項）

第五十二条　法第十一条の三十二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

（新設）

（契約条件の変更の申出）

第五十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五十二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項）

第五十四条　法第十一条の五十五第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項

五・六　（略）

（契約条件の変更に係る備置書類）

第五十五条　法第十一条の五十七第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（共済調査人の選任等）

第五十六条　行政庁は、法第十一条の五十八第一項の規定により共済調査人を選任したとき、又は同条第三項の規定により共済調査人を

（契約条件の変更の申出）

第五十三条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の三十三第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項）

第五十四条　法第十一条の三十六第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　共済契約者等（法第十一条の十第四号に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項

五・六　（略）

（契約条件の変更に係る備置書類）

第五十五条　法第十一条の三十八第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（共済調査人の選任等）

第五十六条　行政庁は、法第十一条の三十九第一項の規定により共済調査人を選任したとき、又は同条第三項の規定により共済調査人を

解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項に規定する被調査組合に通知するものとする。

（契約条件の変更に係る承認）

第五十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の六十一第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十一条の五十五第一項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類

四・五　（略）

（契約条件の変更に係る通知書類）

第五十八条　法第十一条の六十二第二項の農林水産省令で定める書類は、第五十五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

（共済契約に係る債権の額）

第五十九条　法第十一条の六十二第四項の農林水産省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあっては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあっては第二号に掲げる金額とする。

解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項に規定する被調査組合に通知するものとする。

（契約条件の変更に係る承認）

第五十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の四十二第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類

四・五　（略）

（契約条件の変更に係る通知書類）

第五十八条　法第十一条の四十三第二項の農林水産省令で定める書類は、第五十五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

（共済契約に係る債権の額）

第五十九条　法第十一条の四十三第四項の農林水産省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあっては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあっては第二号に掲げる金額とする。

一　法第十一条の六十二第一項の公告（以下「公告」という。）の時において被共済者のために積み立てるべき金額

二　（略）

（契約条件の変更後の公告事項）

第六十条　法第十一条の六十三第一項の農林水産省令で定める事項は、法第十一条の六十二第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）

第六十一条　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～二十五　（略）

2　法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、前項各号に掲げる業務とする。

3　法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合について

一　法第十一条の四十三第一項の公告（以下「公告」という。）の時において被共済者のために積み立てるべき金額

二　（略）

（契約条件の変更後の公告事項）

第六十条　法第十一条の四十四第一項の農林水産省令で定める事項は、法第十一条の四十三第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）

第六十一条　法第十一条の四十五第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～二十五　（略）

2　法第十一条の四十五第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、前項各号に掲げる業務とする。

3　法第十一条の四十五第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

4　法第十一条の四十五第二項第一号に掲げる農業協同組合について

の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～八　（略）

九　確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

十～十五　（略）

十六　主として子会社対象会社（法第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第三号及び第八号において同じ。）に該当する会社その他農林水産大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七～十八の二　（略）

十八の三　（略）

十九・二十　（略）

5　法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　前項第一号、第一号の二、第一号の三及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務

二～三　（略）

6　法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合について

の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～八　（略）

九　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

十～十五　（略）

十六　主として子会社対象会社（法第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第三号及び第八号において同じ。）に該当する会社その他農林水産大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七～十八の二　（略）

十八の四　（略）

十九・二十　（略）

5　法第十一条の四十五第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　前項第一号、第一号の二、第一号の三及び第六号から第十八号の四までに掲げる業務

二～三　（略）

6　法第十一条の四十五第二項第三号に掲げる農業協同組合について

の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（法第十一条の六十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十二条　法第十一条の六十四第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

（法第十一条の六十五第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十三条　法第十一条の六十五第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九　（略）

２　前項第九号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該承認に係る国内の会社（法第十一条の六十五第一項に規定する特定事業会社である国内の会社をいう。次号、次条第一項第二号及び第三号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号及び第九号において同じ。）の名称及び業務の内容を記載した書面

の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（法第十一条の四十五第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十二条　法第十一条の四十五第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

（法第十一条の四十六第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十三条　法第十一条の四十六第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九　（略）

２　前項第九号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該承認に係る国内の会社（法第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社である国内の会社をいう。次号、次条第一項第二号及び第三号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号及び第九号において同じ。）の名称及び業務の内容を記載した書面

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（法第十一条の六十五第一項に規定する基準議決権数をいう。次項、次条第一項第三号及び第二項、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号から第十号までにおいて同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四　（略）

3　（略）

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第六十四条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第十一条の六十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することができる場合）

第六十五条　法第十一条の六十五第四項第一号の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が法第五十条の二第三項の認可を受けて他の組合の信用事業（法第十一条

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（法第十一条の四十六第一項に規定する基準議決権数をいう。次項、次条第一項第三号及び第二項、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号から第十号までにおいて同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四　（略）

3　（略）

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第六十四条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第十一条の四十六第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することができる場合）

第六十五条　法第十一条の四十六第四項第一号の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が法第五十条の二第三項の認可を受けて他の組合の信用事業（法第十一条

第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲受けをした場合とする。

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次号及び第三号において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ　（略）

二～十二　（略）

2　前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（

第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲受けをした場合とする。

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の四十九第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次号及び第三号おいて同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ　（略）

二～十二　（略）

2　前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（

子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第七十三条第一項第九号及び第七十四条の二において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十

子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十九第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第七十三条第一項第九号及び第七十四条の二において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十九第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の五十第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四

四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一・二　（略）

4　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次条第二項第十七号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

5　法第十一条の六十八第一項第五号の農林水産省令で定める持株会社は、同項第三号及び第四号に掲げる会社を子会社とする持株会社であって、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を営むものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、農林水産大臣が定める基準により主として法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

6　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一・二　（略）

4　法第十一条の四十九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次条第二項第十七号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

5　法第十一条の四十九第一項第五号の農林水産省令で定める持株会社は、同項第三号及び第四号に掲げる会社を子会社とする持株会社であって、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を営むものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、農林水産大臣が定める基準により主として法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

6　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　法第十一条の六十八第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～二十四　（略）

２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一～十　（略）

十一　主として子会社対象会社（法第十一条の六十八第一項に規定する子会社対象会社をいう。第二十四号、次条第一項第七号、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第六号及び第十二号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十二～二十六　（略）

（法第十一条の六十八第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十八条　法第十一条の六十八第三項において読み替えて準用する法第十一条の六十四第三項本文の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

第六十七条　法第十一条の四十九第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～二十四　（略）

２　法第十一条の四十九第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一～十　（略）

十一　主として子会社対象会社（法第十一条の四十九第一項に規定する子会社対象会社をいう。第二十四号、次条第一項第七号、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第六号及び第十二号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十二～二十六　（略）

（法第十一条の四十九第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十八条　法第十一条の四十九第三項において読み替えて準用する法第十一条の四十五第三項本文の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

七　第一号の農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の六十八第一項第四号に掲げる会社による株式又は持分の取得

２　法第十一条の六十八第三項において準用する法第十一条の六十四第三項ただし書の農林水産省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第六十九条　法第十一条の六十八第四項の農林水産省令で定める業務は、第六十七条第二項各号に掲げる業務とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第七十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一条の六十八第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の六十八第四項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該

七　第一号の農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の四十九第一項第四号に掲げる会社による株式又は持分の取得

２　法第十一条の四十九第三項において準用する法第十一条の四十五第三項ただし書の農林水産省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第六十九条　法第十一条の四十九第四項の農林水産省令で定める業務は、第六十七条第二項各号に掲げる業務とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第七十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一条の四十九第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の四十九第四項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該

農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社（法第十一条の六十九第一項に規定する国内の会社をいう。以下この項、第七十四条第一項第二号及び第三号、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十一号及び第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第十一条の六十八第五項において準用する法第十一条の六十六第五項ただし書及び第六項の規定による認可について準用する。

4　（略）

（法第十一条の六十八第四項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十一条　法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第五項の農林水産省令で定める事由は、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社（法第十一条の五十第一項に規定する国内の会社をいう。以下この項、第七十四条第一項第二号及び第三号、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十一号及び第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第十一条の四十九第五項において準用する法第十一条の四十七第五項ただし書及び第六項の規定による認可について準用する。

4　（略）

（法第十一条の四十九第四項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十一条　法第十一条の四十九第五項において読み替えて準用する法第十一条の四十七第五項の農林水産省令で定める事由は、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十二条　法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（法第十一条の六十九第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十三条　法第十一条の六十九第二項において読み替えて準用する法第十一条の六十五第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第七十四条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一条の六十九第二項において読み替えて準用する法第十一条の六十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（特例対象会社）

第七十二条　法第十一条の四十九第五項において読み替えて準用する法第十一条の四十七第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（法第十一条の五十第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十三条　法第十一条の五十第二項において読み替えて準用する法第十一条の四十六第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第七十四条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一条の五十第二項において読み替えて準用する法第十一条の四十六第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（特例対象会社）

第七十四条の二　法第十一条の六十九第四項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係にある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。）であって、当該会社の議決権を、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2　（略）

（書面による議決権行使の期限）

第七十五条　法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七十六条　法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替

第七十四条の二　法第十一条の五十第四項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係にある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。）であって、当該会社の議決権を、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2　（略）

（書面による議決権行使の期限）

第七十五条　法第十六条第八項（法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条第七項及び第七十三条の四十四第五項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七十六条　法第十六条第八項（法第七十三条の四十三第三項におい

えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

2　令第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第二節　役員

（理事の定数の過半数を認定農業者等とすること等を要しない場合）

第七十六条の二　法第三十条第十二項ただし書（法第六十六条第三項（法第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　理事の定数の十分の六以上が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は次に掲げる者（以下この条において「認定農業者に準ずる者」という。）であり、かつ、理事の定数の十分の三以上が同項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下

て準用する場合を含む。）、第五十八条第七項及び第七十三条の四十四第五項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

2　令第二条の二第一項及び第二条の五第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第二節　役員

（新設）

この条において同じ。）である法人の使用人（当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ロ　認定農業者（法人にあっては、その役員又は使用人）であった者

ハ　認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族

ニ　認定就農者（農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。）（法人にあっては、その役員又は使用人）

ホ　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハの組織の役員

ヘ　農業の振興に関する国若しくは地方公共団体の計画において位置付けられた農業者であって当該農業協同組合の地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの（法人にあっては、その役員又は使用人）又はその者の行う農業に従事しその経営に参画する親族

ト　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

チ　基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（法人にあっては、その役員又は使用

人）又はその者の行う農業に従事しその経営に参画する親族

リ　当該農業協同組合の正組合員（法第十二条第一項第一号の規定による組合員をいう。以下この条において同じ。）が農作物の種類等ごとに構成する組織（当該農業協同組合に置かれるもので農業の振興を目的とするものに限る。）の代表者

二　当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数が当該農業協同組合の理事の定数に十を乗じて得た数を下回る場合（以下この項において「認定農業者が少ない場合」という。）であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　理事の定数の過半数が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ　理事の選挙又は選任（理事の定数の全部を改選する場合に限る。次号ロにおいて同じ。）に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

三　理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者とすることとすれば理事の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に該当する場合に限る。）（以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。）であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　理事の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数以上が法第三十条第十二項各号に掲げる

者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ　理事の選挙又は選任に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ　選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四　前三号に掲げる場合を除くほか、理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者とすることとすれば理事の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる特別な理由（以下この号において「特別な理由」という。）がある場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　特別な理由を公表しているとき。

ロ　特別な理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

2　法第三十条の二第四項（法第六十六条第四項（法第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第三十条第十二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　経営管理委員の定数の十分の六以上が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

二　当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数が当該農業協同組合の経営管理委員の定数に二十を乗じて得た数を下回る場合（以下この項において「認定農業者が少ない場合」という。）であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　経営管理委員の定数の過半数が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ　経営管理委員の選挙又は選任（経営管理委員の定数の全部を改選する場合に限る。次号ロにおいて同じ。）に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

三　経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者とすることとすれば経営管理委員の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に該当する場合に限る。）（以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。）であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数以上が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ　経営管理委員の選挙又は選任に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ　選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四　前三号に掲げる場合を除くほか、経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者とすることとすれば経営管理委員の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる特別な

理由（以下この号において「特別な理由」という。）がある場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　特別な理由を公表しているとき。

ロ　特別な理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない農業協同組合の基準）

第七十七条　法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一～三　（略）

2　前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。

3　第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない農業協同組合の基準）

第七十七条　法第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一～三　（略）

2　前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。

3　第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総

会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4　第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となったことにより、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。

5　第一項第三号に掲げる農業協同組合であって、事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4　第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となったことにより、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。

5　第一項第三号に掲げる農業協同組合であって、事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（常勤の監事を定めることを要しない農業協同組合の基準）

第七十八条　法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一～三　（略）

２　前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

３　第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

４　第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時におけ

（常勤の監事を定めることを要しない農業協同組合の基準）

第七十八条　法第三十条第十三項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一～三　（略）

２　前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十三項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

３　第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十三項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

４　第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時におけ

る貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となったことにより、貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

5　第一項第三号に掲げる農業協同組合であって、事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（役員等の兼職等が認められる場合）

第七十九条　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

る貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となったことにより、貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十三項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

5　第一項第三号に掲げる農業協同組合であって、事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該次の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十三項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（役員等の兼職等が認められる場合）

第七十九条　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事　次に掲げる場合

（削る。）

イ　（略）

ロ　農業委員会の委員となる場合

ハ　国、地方公共団体、独立行政法人又は特別の法律により設立された法人（組合及び農林中央金庫を除く。ヘにおいて同じ。）であって農業の振興を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの構成員となる場合

ニ　組合又は農林中央金庫により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合

ホ　一般社団法人又は一般財団法人であって農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合

ヘ～ル　（略）

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（法第三十条の二第四項の組合を代表する理事を除く。）並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員及び同項の組合の理事を除く。以下この号において同じ。）及び参事　次に掲げる場合

イ　農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）の役員となる場合（組合の常務に従事する役員及び参事にあっては、中央会の非常勤の役員となる場合に限る。）

ロ　（略）

ハ　農業委員会の委員、都道府県農業会議の会議員又は全国農業会議所の役員となる場合

ニ　国、地方公共団体、独立行政法人又は特別の法律により設立された法人（組合、中央会、農林中央金庫、都道府県農業会議及び全国農業会議所を除く。ヘにおいて同じ。）であって農業の振興を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの構成員となる場合

ホ　組合、中央会又は農林中央金庫により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合

（新設）

ヘ～ル　（略）

二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）　次に掲げる場合

イ　前号イからルまでに掲げる場合

ロ　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合

ハ　平成二十七年改正法附則第二十二条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、同条第三項各号に掲げることを主たる目的とするものの常務に従事する役員となる場合

三　経営管理委員設置組合の理事　次に掲げる場合（報酬を受けない場合に限る。）

イ　第一号ハ、ニ又はホに掲げる場合

ロ　第一号ヘ又はトに掲げる場合（会長、理事長その他の当該法人の長となる場合を除く。）

ハ　（略）

2　（略）

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第八十条　法第三十三条第三項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録は、書面又は電磁的記録

（新設）

二　法第三十条の二第四項の組合の理事　次に掲げる場合（報酬を受けない場合に限る。）

イ　前号ニ又はホに掲げる場合

ロ　前号ヘ又はトに掲げる場合（会長、理事長その他の当該法人の長となる場合を除く。）

ハ　（略）

2　（略）

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第八十条　法第三十三条第三項に規定する理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

をもって作成しなければならない。

2　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一　（略）

二　理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨

イ　法第三十三条第六項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十三条第六項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ハ　法第三十五条の五第五項又は法第七十二条の三において準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十五条の五第五項又は法第七十二条の三において準用する会社法第三百八十三条第三項の規定により監事が招集したもの

三・四　（略）

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第三十五条の二第四項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

2　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一　（略）

二　理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨

イ　法第三十三条第六項において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十三条第六項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定による理事が招集したもの

ハ　法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第三項の規定による監事が招集したもの

三・四　（略）

五　法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第一項の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ロ　法第三十五条の五第三項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

ハ　法第三十五条の五第五項又は法第七十二条の三において準用する会社法第三百八十三条第一項

六・七　（略）

3　経営管理委員会の議事録については、前二項の規定を準用する。この場合において、前項第二号中「いずれか」とあるのは「いずれか又は法第三十四条第五項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により理事会が招集したもの」と、同項第五号中「規定」とあるのは「規定又は法第三十五条の五第四項の規定」と読み替えるものとする。

（監事の監査報告の作成）

第八十一条　法第三十五条の五第一項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成に当たっては、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会又は経営管理委員及び経営管理委員会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

六・七　（略）

3　経営管理委員会の議事録については、前二項の規定を準用する。

（監事の監査報告の作成）

第八十一条　法第三十五条の五第一項の規定による監査報告の作成に当たっては、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会又は経営管理委員及び経営管理委員会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（報酬等の額の算定方法）

第八十三条　法第三十五条の六第四項第二号（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員又は会計監査人（第二百二十三条の五第三項及び第二百二十三条の十五を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十五条の六第四項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の決議を行った当該総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該役員等が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2)　当該役員等が当該組合の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3)　（略）

（報酬等の額の算定方法）

第八十三条　法第三十五条の六第四項第二号に規定する農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十五条の六第四項の決議を行った当該総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2)　当該役員が当該組合の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3)　（略）

ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

(1)・(2)　（略）

(3)　監事又は会計監査人　二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第八十四条　法第三十五条の六第七項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該役員等が当該組合の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三　（略）

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第八十五条　法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　（略）

ロ　当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

(1)・(2)　（略）

(3)　監事　二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第八十四条　法第三十五条の六第七項に規定する退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該役員が当該組合の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三　（略）

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第八十五条　法第四十条の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　（略）

2　（略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第八十六条　法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の前条第二項に規定する電磁的方法（第百七十四条第二項を除き、以下単に「電磁的方法」という。）による提供とする。

一　（略）

二　法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員等の責任を追及する訴えについての前条第一項第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　（略）

（通則）

第八十七条　法第三十六条第一項及び第二項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）並びに法第三十七条第一項の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節の定めるところによる。

（会計慣行のしん酌）

第八十八条　この章（第一節、第二節、第六節及び第十節を除く。）

2　（略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第八十六条　法第四十条の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の前条第二項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）による提供とする。

一　（略）

二　法第四十条の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一項第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　（略）

（通則）

第八十七条　法第三十六条第一項及び第二項（法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）並びに法第三十七条第一項の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節の定めるところによる。

（会計慣行のしん酌）

第八十八条　この章（第一節、第二節、第六節、第十節及び第十一節

の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

（各事業年度に係る決算書類）

第九十二条　（略）

２　法第三十六条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る財産目録又は計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（純資産の部の区分）

第九十八条　（略）

２　組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号及び第六号に掲げる項目は、控除項目とする。

一・二　（略）

（削る。）

三　（略）

四　再評価積立金（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二条の規定に基づき積み立てたものをいう。第二百二十二条第三項第二号ロにおいて同じ。）

を除く。）の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

（各事業年度に係る決算書類）

第九十二条　（略）

２　法第三十六条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（純資産の部の区分）

第九十八条　（略）

２　組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号及び第七号に掲げる項目は、控除項目とする。

一・二　（略）

三　回転出資金（法第十三条の二第二項に規定する回転出資金をいう。以下同じ。）

四　（略）

五　再評価積立金（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二条の規定に基づき積み立てたものをいう。）

五・六　（略）

３～８　（略）

（外部出資の表示）

第百三条　外部出資は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一　系統出資（他の組合及び農林中央金庫への出資による持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）

二・三　（略）

（貸借対照表の表示様式）

第百六条　次の各号に掲げる組合の貸借対照表の表示方法は、第九十四条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号の二(一)

二～五　（略）

（損益計算書の表示様式）

第百十七条　次の各号に掲げる組合の損益計算書の表示方法については、第百八条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

六・七　（略）

３～８　（略）

（外部出資の表示）

第百三条　外部出資は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一　系統出資（他の組合、中央会及び農林中央金庫への出資（回転出資金を含む。）による持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）

二・三　（略）

（貸借対照表の表示様式）

第百六条　次の各号に掲げる組合の貸借対照表の表示方法は、第九十四条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号(一)

二～五　（略）

（損益計算書の表示様式）

第百十七条　次の各号に掲げる組合の損益計算書の表示方法については、第百八条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号の二(二)
二～五　（略）

（損失処理案の区分）

第百二十一条　（略）

２　前項第二号の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一～三　（略）

（削る。）

３　（略）

（注記表の区分）

第百二十三条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十四　（略）

十五　新設分割（法第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）に関する注記

十六・十七　（略）

（継続組合の前提に関する注記）

第百二十五条　継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号(二)
二～五　（略）

（損失処理案の区分）

第百二十一条　（略）

２　前項第二号の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一～三　（略）

四　回転出資金取崩額

３　（略）

（注記表の区分）

第百二十三条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十四　（略）

（新設）

十五・十六　（略）

（継続組合の前提に関する注記）

第百二十五条　継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「

継続組合の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　当該重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しているか否かの別

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　引当金（法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金を含む。）の計上基準

六～九　（略）

十　計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

十一　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

継続組合の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　当該重要な不確実性の影響を決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）に反映しているか否かの別

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下第百二十六条の五までにおいて同じ。）の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他決算書類の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　引当金（法第十一条の十五第一項に規定する価格変動準備金を含む。）の計上基準

六～九　（略）

十　決算書類に記載した金額の端数処理の方法

十一　その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

2　（略）

（会計方針の変更に関する注記）

第百二十六条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百三十四条の出資組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一・二　（略）

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百二十六条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　計算書類等の主な項目に対する影響額

ロ・ハ　（略）

（表示方法の変更に関する注記）

第百二十六条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当

2　（略）

（会計方針の変更に関する注記）

第百二十六条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百三十四条の出資組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一・二　（略）

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百二十六条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　決算書類の主な項目に対する影響額

ロ・ハ　（略）

（表示方法の変更に関する注記）

第百二十六条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当

と認められる表示方法（計算書類等の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二十六条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等の作成に当たってした会計上の見積り（計算書類等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類等の項目に対する影響額

三　（略）

（誤謬の訂正に関する注記）

第百二十六条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類等の作成時に入手可能な

と認められる表示方法（決算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二十六条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類の作成に当たってした会計上の見積り（決算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　当該会計上の見積りの変更の決算書類の項目に対する影響額

三　（略）

（誤謬の訂正に関する注記）

第百二十六条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、決算書類の作成時に入手可能な情報

情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類等を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～八　（略）

（削る。）

九～十三　（略）

2　（略）

3　次に掲げる組合の貸借対照表の注記には、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　（略）

を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して決算書類を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～八　（略）

九　当該組合が会員となっている中央会が、特定の事業を行うために会員に賦課する経費が、翌事業年度以降において当該組合の負担となることが見込まれる場合における次に掲げる事項（負債の部に計上した場合を除く。）

イ　中央会が行う当該事業の概要

ロ　イの事業に係る会員に将来賦課することが見込まれる全体額及び今後の会員への賦課金の賦課方針

ハ　当該組合が当該事業年度において負担した額及び翌事業年度以降において負担することが見込まれる額

十～十四　（略）

2　（略）

3　次に掲げる組合の貸借対照表の注記には、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　（略）

ロ　法第十一条の三十七第一項に規定する特別勘定を設けた場合にあっては、当該特別勘定の資産及び負債の総額

ハ　（略）

（有価証券に関する注記）

第百二十九条　前条に定める事項のほか、有価証券に関する注記は、次に掲げる有価証券に応じて、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券　保有目的区分を変更した旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が計算書類等に与えている影響の内容

2　（略）

（合併に関する注記）

第百三十一条の三　合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　（略）

ロ　法第十一条の十八第一項に規定する特別勘定を設けた場合にあっては、当該特別勘定の資産及び負債の総額

ハ　（略）

（有価証券に関する注記）

第百二十九条　前条に定める事項のほか、有価証券に関する注記は、次に掲げる有価証券に応じて、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券　保有目的区分を変更した旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）に与えている影響の内容

2　（略）

（合併に関する注記）

第百三十一条の三　合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸

収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併消滅組合から承継した資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ　（略）

（削る。）

（削る。）

二　当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ・ヘ　（略）

（削る。）

（削る。）

収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ　（略）

ホ　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

ヘ　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

二　当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　吸収合併日に受け入れた資産、引き受けた負債の額、その主な内訳及びこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ・ヘ　（略）

ト　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

チ　吸収合併消滅組合の取得原価及びその内訳

2　（略）

（新設分割に関する注記）

第百三十一条の四　新設分割組合（法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合をいう。以下同じ。）の新設分割に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、新設分割対象財産（新設分割により、新設分割設立組合（法第七十条の三第二項第一号に規定する新設分割設立組合をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該新設分割直前の帳簿価額を付す新設分割が行われた場合　次に掲げる事項

イ　新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ　分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　新設分割設立組合に承継させた資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

二　当事業年度において、新設分割対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す新設分割が行われた場合　次に掲げる事項

イ　新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ　分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　新設分割設立組合に承継させた資産及び負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並び

2　（略）

（新設）

に当該新設分割について新設分割対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す新設分割と判定した理由

ニ　新設分割計画において、当該新設分割計画承認後の将来の事象又は取引の結果により当該新設分割の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及びその内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

ホ　新設分割により新設分割組合に生じた損益の額

（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　（略）

二　会計監査人設置組合（法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。）（法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

（出資組合の事業報告の内容）

第百三十七条　出資組合の事業報告は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一・二　（略）

（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　（略）

二　法第三十七条の二第一項の特定組合又は法第三十七条の三の定款の定めがある組合（法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

（出資組合の事業報告の内容）

第百三十七条　出資組合の事業報告は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一・二　（略）

三　その他組合の状況に関する重要な事項（計算書類等の内容となる事項を除く。）

（組合の事業活動の概況に関する事項）

第百三十八条　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ　増資の受入れ及び資金の借入れその他の資金調達（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合については、貯金若しくは定期積金（以下「貯金等」という。）又は共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ～ホ　（略）

四～六　（略）

2　次に掲げる組合については、前項の規定のほか、当該各号に掲げる事項を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

一　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）　共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第十一条

三　その他組合の状況に関する重要な事項（決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）の内容となる事項を除く。）

（組合の事業活動の概況に関する事項）

第百三十八条　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ　増資、回転出資金の受入れ及び資金の借入れその他の資金調達（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合については、貯金若しくは定期積金（以下「貯金等」という。）又は共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ～ホ　（略）

四～六　（略）

2　次に掲げる組合については、前項の規定のほか、当該各号に掲げる事項を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

一　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）　共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第十一条

の十八の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

3　（略）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百三十九条　第百三十七条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第三十条第三項の信用事業を担当する専任の理事若しくは常勤の理事又は同条第十四項若しくは第十五項の監事に該当する場合にはその旨

ニ　（略）

四・五　（略）

六　施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合にあっては、法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

の八の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

3　（略）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百三十九条　第百三十七条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第三十条第三項の信用事業を担当する専任の理事若しくは常勤の理事又は同条第十二項若しくは第十三項の監事に該当する場合にはその旨

ニ　（略）

四・五　（略）

六　施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合にあっては、法第十一条の九第一項第四号に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

七・八　（略）

（貸借対照表等の附属明細書）

第百四十一条　附属明細書には、計算書類等に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～八　（略）

２　附属明細書には、計算書類等に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の計算書類等の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

３　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百四十二条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一　（略）

二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項

イ　他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいる役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、経営管理委員設置組合の理事並びに組合の常務に従事する

七・八　（略）

（貸借対照表等の附属明細書）

第百四十一条　附属明細書には、決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下この条において同じ。）に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～八　（略）

２　附属明細書には、決算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の決算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

３　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百四十二条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一　（略）

二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項

イ　他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいる役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、法第三十条の二第四項の組合の理事並びに組合の常務に従

役員（経営管理委員を除く。）に限る。）及び参事の氏名（第七十九条第一項第一号ルに掲げる場合を除く。）

ロ・ハ　（略）

第百四十三条　（略）

２　法第三十七条第一項の農林水産省令で定める事業の区分は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事業の区分とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　次に掲げる事業の区分

イ・ロ　（略）

ハ　農業関連事業（法第十条第一項第四号及び第五号の事業（組合員の事業に必要なものに限る。）、同項第六号から第八号までの事業並びに同条第二項及び第三項の事業並びに法第十一条の五十第一項の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる事業以外の事業

二・三　（略）

３　次の各号に掲げる組合の部門別損益計算書の表示方法については、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号の二(三)

事する役員（経営管理委員を除く。）に限る。）及び参事の氏名（第七十九条第一項第一号ルに掲げる場合を除く。）

ロ・ハ　（略）

第百四十三条　（略）

２　法第三十七条第一項の農林水産省令で定める事業の区分は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事業の区分とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　次に掲げる事業の区分

イ・ロ　（略）

ハ　農業関連事業（法第十条第一項第四号及び第五号の事業（組合員の事業に必要なものに限る。）、同項第六号から第八号までの事業並びに同条第二項及び第三項の事業並びに法第十一条の三十一第一項の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条及び第二条に規定する事業をいう。以下同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる事業以外の事業

二・三　（略）

３　次の各号に掲げる組合の部門別損益計算書の表示方法については、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合　別紙様式第一号(三)

二・三　（略）

第百四十四条　法第三十六条第五項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）及び法第三十七条の二第三項の規定による監査については、この節の定めるところによる。

２　前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

第二款　会計監査人設置組合以外の組合における監査

（監事の監査報告の内容）

第百四十五条　監事（会計監査人設置組合の監事を除く。以下この款において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一～九　（略）

２　（略）

第三款　会計監査人設置組合における監査

（計算書類等の提供）

二・三　（略）

第百四十四条　法第三十六条第五項及び法第三十七条の二第一項の規定による監査については、この節の定めるところによる。

２　前項に規定する監査には、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

第二款　特定組合以外の組合における監査

（監事の監査報告の内容）

第百四十五条　監事（特定組合（法第三十七条の二第一項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この款において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一～九　（略）

２　（略）

第三款　特定組合における監査

（決算書類の提供）

第百四十七条　計算書類等を作成した理事は、会計監査人に対して計算書類等を提供しようとするときは、監事に対しても計算書類等を提供しなければならない。

（会計監査の内容）

第百四十八条　会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　計算書類等（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号において同じ。）が当該会計監査人設置組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となった計算書類等が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算書類等が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

第百四十七条　決算書類を作成した理事は、全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）に対して決算書類を提供しようとするときは、監事に対しても決算書類を提供しなければならない。

（全国中央会の監査報告の内容）

第百四十八条　全国中央会は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　全国中央会の監査の方法及びその内容

二　決算書類（剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。以下この号において同じ。）が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった決算書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった決算書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった計算書類等が不適正である旨及びその理由

三　（略）

四　前二号の意見がないときは、その旨及び理由

五　（略）

（削る。）

六　会計監査報告を作成した日

2　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～四　（略）

（削る。）

ハ　不適正意見　監査の対象となった決算書類が不適正である旨及びその理由

三　（略）

四　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

五　追記情報

六　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

七　監査報告を作成した日

2　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、全国中央会の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～四　（略）

3　法第七十三条の三十八第四項に規定する契約に基づき、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が当該組合の監査を実施した場合には、第一項の監査報告に次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。ただし、公認会計士等が決算書類のうち、会計に関する部分の一部についてのみ監査を実施した場合には、第二号に掲げる事項を記載又は記録することを要しない。

一　公認会計士等の監査の対象及びその方法

二　全国中央会が、公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由並びに全国中央会の監査の方法の概要又は結果

（会計監査人設置組合の監事の計算書類等に係る監査報告の内容）

第百四十九条　会計監査人設置組合の監事は、計算書類等及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、計算書類等）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　（略）

二　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）

三　（略）

（削る。）

四　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）

五　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

六・七　（略）

（会計監査報告の通知期限等）

第百五十条　会計監査人は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、各事業年度に係る計算書類等

（特定組合の監事の監査報告の内容）

第百四十九条　特定組合の監事は、決算書類及び全国中央会の監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、決算書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　（略）

二　全国中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあっては、全国中央会の監査報告を受領していない旨）

三　（略）

四　当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　重要な後発事象（全国中央会の監査報告の内容となっているものを除く。）

六　全国中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

七・八　（略）

（全国中央会の監査報告の通知期限等）

第百五十条　全国中央会は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、第百四十八条第一項に規定す

についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一　計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　計算書類等については、特定理事及び特定監事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算書類等については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第百五十二条において同じ。）。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき計算書類等を作成した理事

5　（略）

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

る監査報告の内容を通知しなければならない。

一　決算書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　法第三十六条第二項に規定する附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事、特定監事及び全国中央会の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　決算書類については、特定理事及び特定監事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、全国中央会の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、全国中央会が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、全国中央会の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第百五十二条において同じ。）。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき決算書類を作成した理事

5　（略）

（全国中央会の職務の遂行に関する事項）

第百五十一条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける会計監査人設置組合の全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一　独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二　監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三　会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人設置組合の監事の計算書類等に係る監査報告の通知期限）

第百五十二条　会計監査人設置組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、第百四十九条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　会計監査報告を受領した日（第百五十条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二　（略）

２　計算書類等については、特定理事及び会計監査人が前項の規定に

第百五十一条　全国中央会は、前条第一項の規定による特定監事に対する監査報告の内容の通知に際して、当該全国中央会についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける特定組合のすべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一　独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

（新設）

二　全国中央会の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（特定組合の監事の監査報告の通知期限）

第百五十二条　特定組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び全国中央会に対し、第百四十九条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　全国中央会の監査報告を受領した日（第百五十条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二　（略）

２　決算書類については、特定理事及び全国中央会が前項の規定によ

よる監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算書類等については、監事の監査を受けたものとみなす。

（会計監査人設置組合の監事の事業報告等に係る監査報告の内容）

第百五十三条　会計監査人設置組合の監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三　当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

四　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

五　監査報告を作成した日

る監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（全国中央会の監査報告の作成）

第百五十三条　法第三十七条の二第一項後段の規定による監査報告の作成に当たっては、全国中央会は、法第三十七条の二第一項に規定する監査を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、全国中央会が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該組合の理事、経営管理委員及び使用人

二　当該組合の子会社等（法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　法第七十三条の三十八第四項に規定する契約に基づき、当該組合の監査を実施した公認会計士等

四　その他全国中央会が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を

（会計監査人設置組合の監事の事業報告等に係る監査報告の通知期限等）

第百五十四条　会計監査人設置組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　事業報告の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合　当該通知を受ける者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき事業報告及び

図るべき者

（新設）

その附属明細書の作成に関する業務を行った理事

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合　当該通知をすべき者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（最終の貸借対照表がない農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額）

第百五十五条　令第二十二条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる農業協同組合連合会の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　合併により設立された農業協同組合連合会　合併を行う各農業協同組合連合会の最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額を合算した金額

二　（略）

（削る。）

（最終の貸借対照表がない農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額）

第百五十四条　令第二条の四第一項第二号の農林水産省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる農業協同組合連合会の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　合併により設立された農業協同組合連合会　合併を行う各農業協同組合連合会が法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成する貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額を合算した金額

二　（略）

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第百五十五条　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

（会計監査報告の作成）

第百五十六条　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第一項後段の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該組合の理事、経営管理委員及び使用人

二　当該組合の子会社等（法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

第百五十七条　法第三十六条第七項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるもの

一　被告となるべき者

二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第百五十六条　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、同号の訴えを提起しないときは、その理由

第百五十七条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）は、法第三十六条第七項の規定により組合員に対して次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「

をいう。第四項において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一　会計監査人設置組合以外の組合　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　決算書類に係る監査報告があるときは、当該監査報告

ハ　（略）

二　会計監査人設置組合　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　計算書類等に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告

ハ・ニ　（略）

ホ　第百五十二条第三項又は第百五十四条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2・3　（略）

4　提供決算関係書類に表示すべき事項（次に掲げるものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動

提供決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

一　特定組合以外の組合　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　決算書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告

ハ　（略）

二　特定組合　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　決算書類に係る全国中央会の監査報告があるときは、当該監査報告

ハ・ニ　（略）

ホ　第百五十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2・3　（略）

4　提供決算関係書類に表示すべき事項（次に掲げるものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動

公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第百六十三条において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一　（略）

二　事業報告に表示すべき事項のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　（略）

ロ　事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

三　（略）

5　（略）

6　第四項の規定により決算書類に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監事又は会計監査人が、現に組合員に対して提供された決算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした決算書類の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事又は経営管理委員に請求したときは、理事又は経営管理委員は、そ

公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第百六十三条において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一　（略）

二　事業報告に表示すべき事項のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　（略）

ロ　事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事又は全国中央会が異議を述べている場合における当該事項

三　（略）

5　（略）

6　第四項の規定により決算書類に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監事又は全国中央会が、現に組合員に対して提供された決算書類が監事の監査報告又は全国中央会の監査報告を作成するに際して監査をした決算書類の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事又は経営管理委員に請求したときは、理事又は経営

の旨を組合員に対して通知しなければならない。

7　（略）

第百五十八条　（削る。）

法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　承認特則規定に規定する計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三号において同じ。）についての会計監査報告の内容に第百四十八条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二　前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三　（略）

（法第四十三条の三第四項の農林水産省令で定める方法）

第百五十九条　法第四十三条の三第四項（法第四十八条の二第三項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）の農林水産省令

管理委員は、その旨を組合員に対して通知しなければならない。

7　（略）

第百五十八条　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する農林水産省令で定めるものは、第百二十二条から第百三十四条までの規定に従い作成される注記表とする。

2　承認特則規定に規定する農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　承認特則規定に規定する決算書類についての全国中央会の監査報告の内容に第百四十八条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二　前号の全国中央会の監査報告に係る監事の監査報告の内容として全国中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三　（略）

（法第四十三条の三第四項の農林水産省令で定める方法）

第百五十九条　法第四十三条の三第四項（法第四十八条の二第三項、第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七において準用する場合

で定める方法は、第十九条第一項第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第百六十条　法第四十三条の五第一項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨又は総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニ及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　第百七十四条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ　（略）

へ　一の組合員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

を含む。）の農林水産省令で定める方法は、第十九条第一項第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第百六十条　法第四十三条の五第一項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨又は総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニ及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　第百七十三条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ　（略）

へ　一の組合員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合　法第十六条第八項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合　法第十六条第八項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項

四・五　（略）

六　第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあっては、その旨）

イ　役員等の選任

ロ　役員等の報酬等

ハ～ヘ　（略）

ト　新設分割

チ　法第七十三条の三第一項、第七十八条第一項又は第八十二条第一項に規定する組織変更

第百六十二条　総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

---

(1) 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合　法第十六条第八項（法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合　法第十六条第八項（法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項

四・五　（略）

六　第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあっては、その旨）

イ　役員の選任

ロ　役員の報酬等

ハ～ヘ　（略）

第百六十二条　総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　当該事業年度中に辞任した役員等があるときは、次に掲げる事項

イ　法第三十五条の五第五項又は第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定に基づき、監事又は会計監査人の辞任についての意見があったときは、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその意見の内容

ロ　法第三十五条の五第五項又は第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第二項の規定により監事又は会計監査人を辞任した者が辞任した旨及びその理由を述べるときは、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその理由

2～4　（略）

（理事等の選任に関する議案）

第百六十四条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員。以下この条において同じ。）が理事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（監事の選任に関する議案）

第百六十五条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四　当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

イ　法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定に基づき、監事の辞任についての意見があったときは、当該監事の氏名及びその意見の内容

ロ　法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第二項の規定により監事を辞任した者が辞任した旨及びその理由を述べるときは、当該監事の氏名及びその理由

2～4　（略）

（理事等の選任に関する議案）

第百六十四条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員。以下この条において同じ。）が理事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（監事の選任に関する議案）

第百六十五条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　前項に規定する場合において、候補者が法第三十条第十四項に規定する監事の候補者であるときは、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該候補者が法第三十条第十四項に規定する監事の候補者である旨

二　当該候補者を法第三十条第十四項に規定する監事の候補者とした理由

三　当該候補者が現に当該組合の法第三十条第十四項に規定する監事である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該組合において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四　（略）

（会計監査人の選任に関する議案）

第百六十五条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　候補者が公認会計士である場合　その氏名、事務所の所在地

一～五　（略）

２　前項に規定する場合において、候補者が法第三十条第十二項に規定する監事の候補者であるときは、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該候補者が法第三十条第十二項に規定する監事の候補者である旨

二　当該候補者を法第三十条第十二項に規定する監事の候補者とした理由

三　当該候補者が現に当該組合の法第三十条第十二項に規定する監事である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該組合において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四　（略）

（新設）

、生年月日及び略歴

ロ　候補者が監査法人である場合　その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

二　就任の承諾を得ていないときは、その旨

三　監事が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

四　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五　当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六　当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

（理事等の解任又は改選に関する議案）

第百六十六条　（略）

2　法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）の氏名

（理事等の解任又は改選に関する議案）

第百六十六条　（略）

2　法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）の氏名

二　（略）

3　法第三十八条第二項及び第五項の規定に基づき経営管理委員が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（監事の改選に関する議案）

第百六十七条　法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

第百六十七条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会計監査人の氏名又は名称

二　監事が議案の内容を決定した理由

三　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは

二　（略）

3　法第三十八条第二項及び第五項の規定に基づき理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（監事の改選に関する議案）

第百六十七条　法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が監事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

、その意見の内容の概要

（役員の報酬等に関する議案）

第百六十八条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（監事の報酬等に関する議案）

第百六十九条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百六十九条の二　法第三十五条の六第四項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事（経営管理員設置組合にあっては、経営管理委員）が法第三十五条の六第七項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認の決

（役員の報酬等に関する議案）

第百六十八条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（監事の報酬等に関する議案）

第百六十九条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が監事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（責任免除を受けた役員に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百六十九条の二　法第三十五条の六第四項の決議に基づき役員の責任を免除した場合において、理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が法第三十五条の六第七項の承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員に与える第八十四条各号に規定するものの内容を記載しなけ

議に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員等に与える第八十四条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

（決算書類の承認に関する議案）

第百七十条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が決算書類の承認に関する議案を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見がある場合　その意見の内容

二　理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）の意見があるとき　その意見の内容の概要

（合併契約等の承認に関する議案）

第百七十一条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には

ればならない。

（決算書類の承認に関する議案）

第百七十条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が決算書類の承認に関する議案を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による全国中央会の意見がある場合　その意見の内容

二　理事会（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員会）の意見があるとき　その意見の内容の概要

（合併案等の承認に関する議案）

第百七十一条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が合併の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書

、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が包括承継によって消滅する農業協同組合連合会（以下「消滅連合会」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　令第三十五条第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　（略）

ハ　承継組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度（各事業年度に係る財産目録又は計算書類につき法第四十四条第一項の決議を経た場合（法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、法第三十六条第六項の承認を受けた場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る決算関係書類（法第三十六条第七項に規定する決算関係書類をいう。第二百九条第一項において同じ。）（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）の内容（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表の内容）

(2)　（略）

ニ　（略）

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が包括承継によって消滅する農業協同組合連合会（以下「消滅連合会」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　令第三条の七第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　（略）

ハ　承継組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ニ　（略）

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　令第三十五条第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　消滅連合会（清算組合（法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第四百七十五条の規定により清算する組合をいう。以下同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

（新設分割計画の承認に関する議案）

第百七十二条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新設分割を行う理由

二　新設分割計画の内容の概要

三　法第四十三条の五第一項の決定をした日における第二百九条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（事業譲渡等に係る承認に関する議案）

第百七十三条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が事業譲渡又は法第五十条の四第二項に規定する共済契約の移

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　令第三条の七第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　消滅連合会（清算組合（法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第四百七十五条の規定により清算する組合をいう。以下同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

（新設）

（事業譲渡等に係る承認に関する議案）

第百七十二条　理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が事業譲渡又は法第五十条の四第二項に規定する共済契

転（以下「事業譲渡等」という。）に係る承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（議決権行使書面）

第百七十四条　（略）

（削る。）

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十五条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の十二の規定による認可を受けて行う法第十条第六項第八号の二の事業に係る事項

二　法第十一条の六十六第七項の規定により定めるべき事項

三　（略）

（役員の説明義務）

第百七十七条　法第四十六条の二（法第七十二条の三において準用す

約の移転（以下「事業譲渡等」という。）に係る承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（議決権行使書面）

第百七十三条　（略）

（総会決議事項となるその他の書類）

第百七十四条　法第四十四条第一項第五号に規定する農林水産省で定めるものは、第百二十二条から第百三十四条までの規定に従い作成される注記表とする。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十五条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の六の二の規定による認可を受けて行う法第十条第六項第八号の二の事業に係る事項

二　法第十一条の四十七第七項の規定により定めるべき事項

三　（略）

（役員の説明義務）

第百七十七条　法第四十六条の三に規定する農林水産省令で定める場

る場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

（議事録）

第百七十八条　法第四十六条の四第一項の規定による総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

２　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ　法第三十五条の五第五項及び第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ　法第三十五条の五第五項及び第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ・ニ　（略）

ホ　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四　総会に出席した理事、経営管理委員、監事又は会計監査人の氏名又は名称

合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

（議事録）

第百七十八条　法第四十六条の五第一項の規定による総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

２　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ　法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ　法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ・ニ　（略）

ホ　法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第三十七条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四　総会に出席した理事、経営管理委員及び監事の氏名

五・六　（略）

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第百七十九条　令第二十六条の農林水産省令で定める債権者は、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（計算書類に関する事項）

第百八十条　法第四十九条第二項第二号（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　前項の規定は、法第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

（清算時の資産の評価）

第百九十条　第百八十三条から前条までの規定にかかわらず、清算組

五・六　（略）

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第百七十九条　令第二条の七の農林水産省令で定める債権者は、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（財産目録及び貸借対照表に関する事項）

第百八十条　法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨とする。

（清算時の資産の評価）

第百九十条　第百八十三条から前条までの規定にかかわらず、清算組

合が会計帳簿に計上すべき全ての資産については、その処分価額を付すことが困難な場合を除き法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価額を付さなければならないものとする。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百九十二条の二　（略）

２　（略）

３　新設分割設立組合は、新設分割対象財産の全部の取得原価を新設分割対価（新設分割に際して新設分割設立組合が新設分割組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該新設分割対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、新設分割対象財産には、当該新設分割に係る新設分割組合における当該新設分割の直前の帳簿価額を付さなければならない。

（資産又は負債の評価に関する特例）

第百九十三条　（略）

２　次のいずれにも該当しない出資組合については、第百八十七条第三項及び第百九十一条第四項の規定は、適用しないことができる。

一　（略）

二　会計監査人設置組合

合が会計帳簿に計上すべき全ての資産については、その処分価額を付すことが困難な場合を除き法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価額を付さなければならないものとする。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百九十二条の二　（略）

２　（略）

（新設）

（資産又は負債の評価に関する特例）

第百九十三条　（略）

２　次のいずれにも該当しない出資組合については、第百八十七条第三項及び第百九十一条第四項の規定は、適用しないことができる。

一　（略）

二　法第三十七条の二第一項の特定組合又は法第三十七条の三の定款の定めがある組合

（設立時の出資金の額）

第百九十五条　出資組合の設立（合併及び新設分割による設立を除く。以下この項及び次項において同じ。）時の出資金の額は、設立時に組合員になろうとする者が設立に際して引き受ける出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

2　（略）

3　新設分割設立組合の設立時における組合員資本の総額は、新設分割対象財産の新設分割組合における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設分割対象財産に時価を付すべき場合にあっては、対価として交付する現金等の時価又は新設分割対象財産の時価を基礎として算定する方法）に従い定まる額（第五項及び第百九十六条の二第四項において「組合員資本の変動額」という。）とする。

4　新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、新設分割組合が新設分割計画の定めに従い新設分割組合の組合員に割り当てた出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

5　新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、組合員資本の変動額を超えることができない。

（出資金の額）

第百九十六条　（略）

2　（略）

（設立時の出資金の額）

第百九十五条　出資組合の設立（合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の出資金の額は、設立時に組合員になろうとする者が設立に際して引き受ける出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（出資金の額）

第百九十六条　（略）

2　（略）

3　出資組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一　出資組合が法第二十一条第一項の規定により脱退する組合員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する組合員の引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二　法第二十六条第一項の規定により組合員が出資口数を減少させる場合　当該減少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三・四　（略）

（合併等に際しての準備金等の積立て）

第百九十六条の二　法第五十一条第四項の規定による合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、この条の定めるところによる。

2　合併に際して、合併によって消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する組合の増加した出資の額又は合併によって設立した組合の出資の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

3　前項の超過額のうち、合併によって消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する組合又は合併によって設立し

3　出資組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一　出資組合が法第二十二条第一項の規定により脱退する組合員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する組合員の引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二　法第二十七条第一項の規定により組合員が出資口数を減少させる場合　当該減少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三・四　（略）

（新設）

た組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

4　新設分割設立組合は、組合員資本の変動額が、当該新設分割設立組合の設立時の出資金の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

5　前項の超過額のうち、新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金及びその他利益剰余金の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、当該新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金の額に相当する金額は、これを新設分割設立組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

6　前項の場合の新設分割組合における新設分割に際しての利益準備金及びその他利益剰余金の額の変更に関しては、法第五十一条の規定その他法の規定に従うものとする。

（合併等の場合の土地再評価差額金の承継）

第百九十八条　（略）

2　新設分割に際して土地再評価差額金を計上している土地が新設分割対象財産に含まれる場合には、新設分割設立組合は、当該新設分割の直前における新設分割組合の土地再評価差額金の額に相当する金額を土地再評価差額金として会計帳簿に計上しなければならない。

（令第二十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

（合併の場合の土地再評価差額金の承継）

第百九十八条　（略）

（新設）

（令第三条の二第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第二百一条　令第二十九条第一項に規定する自己資本の額は、法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

２　令第二十九条第一項第一号の固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一～四　（略）

３　令第二十九条第一項第二号の払込済出資金の額は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項

第二百一条　令第三条の二第一項に規定する自己資本の額は、法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

２　令第三条の二第一項第一号の固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一～四　（略）

３　令第三条の二第一項第二号の払込済出資金の額は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項

に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この

(4)において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の七第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ・ヘ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合が法第十一条の三十第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の三十第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲

に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この

(4)において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ・ヘ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該組合が法第十一条の十二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の十二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲

げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　共済金等の支払能力の充実の状況（法第十一条の十八各号に掲げる額に係る細目として別表第七に掲げる額を含む。）

(5)～(7)　（略）

ト　（略）

2　（略）

第十節　解散、合併、新設分割及び清算

（組合の解散の届出）

第二百八条　組合は、法第六十四条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百八条の二　法第六十四条の二第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。

一　当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

げる事項

(1)～(3)　（略）

(4)　共済金等の支払能力の充実の状況（法第十一条の八各号に掲げる額に係る細目として別表第七に掲げる額を含む。）

(5)～(7)　（略）

ト　（略）

2　（略）

第十節　削除

第二百八条　削除

（新設）

二　代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三　まだ事業を廃止していない旨

四　届出の年月日

3　代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

4　第一項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第六十四条の二第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

（組合の継続の届出）

第二百八条の三　組合は、法第六十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に組合の継続を決議した総会の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（削る。）

（合併組合の事前開示事項）

第二百九条　法第六十五条の三第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（新設）

第十一節　合併等

（合併組合の事前開示事項）

第二百九条　法第六十五条の三第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　組合が吸収合併消滅組合である場合

イ　令第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　（略）

ハ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ニ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(2)　（略）

ホ　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

ヘ　（略）

二　組合が新設合併消滅組合である場合

一　組合が吸収合併消滅組合である場合

イ　令第三条の七第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ　（略）

ハ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ニ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(2)　（略）

ホ　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項第三号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

ヘ　（略）

二　組合が新設合併消滅組合である場合

イ　令第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

ロ　他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2)　他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ　他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　非出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録

(2)　出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ　当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　令第三条の七第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

ロ　他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終の事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ　他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ　当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(2) （略）

ホ・ヘ （略）

三 組合が吸収合併存続組合である場合

イ 令第三十五条第一項第三号及び第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2) （略）

ハ 吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 非出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録

(2) 出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(1) 最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(2) （略）

ホ・ヘ （略）

三 組合が吸収合併存続組合である場合

イ 令第三条の七第一項第三号及び第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) （略）

ハ 吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表

(2)　（略）

ホ　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

ヘ　合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生じる日までの間に、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2　（略）

（新設分割組合の事前開示事項）

第二百九条の二　法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の三第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第七十条の三第二項第四号から第六号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二　新設分割組合についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度がないときは、新設分割組合の成立の日における貸借対照表

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生

(2)　（略）

ホ　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項第三号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

ヘ　合併契約備置開始日後、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2　（略）

（新設）

じたときは、その内容（法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（第四号において「新設分割計画備置開始日」という。）後新設分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三　新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割組合及び新設分割設立組合の債務の履行の見込みに関する事項

四　新設分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設分割組合及び新設分割設立組合の事後開示事項）

第二百十条の二　法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　新設分割が効力を生じた日

二　新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続の経過

三　新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の四第二項の規定による請求に係る手続

（新設）

の経過

四　新設分割設立組合が新設分割組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

（新設分割計画の記載事項）

第二百十条の三　法第七十条の三第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、新設分割を行う時期とする。

（監事調査の対象）

第二百十二条　法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二百十三条　法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　（略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十四条　法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法

（新設）

（新設）

（清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二百十二条　法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　（略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十三条　法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会

第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　（略）

二　法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　（略）

（削る。）

（農事組合法人の事業）

第二百十五条　法第七十二条の十第一項第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一～三　（略）

（農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる契約）

第二百十六条　令第四十条第二号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　（略）

二　法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　（略）

（監事調査の対象）

第二百十四条　法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（農事組合法人の事業）

第二百十五条　法第七十二条の八第一項第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一～三　（略）

（農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる契約）

第二百十六条　令第三条の九第二号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一・二　（略）

（農事組合法人の決算書類）

第二百十六条の二　法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに農事組合法人が作成すべき事業報告は、当該農事組合法人の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載し、又は記録しなければならない

2　法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人（同項に規定する出資農事組合法人をいう。以下同じ。）が作成すべき貸借対照表は、当該出資農事組合法人の財産状態を明らかにするため、各事業年度の末日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

3　法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人が作成すべき損益計算書は、当該出資農事組合法人の損益状況を明らかにするため、各事業年度における全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

（電磁的記録）

第二百十七条　法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水

一・二　（略）

（農事組合法人の決算書類）

第二百十六条の二　法第七十二条の十二の九第一項の規定により事業年度ごとに農事組合法人が作成すべき事業報告は、当該農事組合法人の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載し、又は記録しなければならない。

2　法第七十二条の十二の九第一項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人（同項に規定する出資農事組合法人をいう。以下この条において同じ。）が作成すべき貸借対照表は、当該出資農事組合法人の財産状態を明らかにするため、各事業年度の末日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

3　法第七十二条の十二の九第一項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人が作成すべき損益計算書は、当該出資農事組合法人の損益状況を明らかにするため、各事業年度におけるすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

（電磁的記録）

第二百十七条　法第七十二条の十二の九第四項第三号に規定する農林

産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（農事組合法人の解散の届出）

第二百十七条の三　農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定による届出（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（農事組合法人の管理についての準用）

第二百十七条の四　第百七十八条（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第七十三条第二項において準用する法第四十六条の四第一項の規定による農事組合法人の総会の議事録について準用する。

2　第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号（法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第五十四条の五第三項において準用する

水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（新設）

（新設）

場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。

3　第百九十六条の二第一項から第三項までの規定は、法第七十三条第二項において準用する法第五十一条第四項の規定による農事組合法人の合併に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額について準用する。

（農事組合法人の解散及び合併についての準用）

第二百十七条の五　第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において読み替えて準用する法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第百八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

2　第二百八条の二の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の届出について準用する。

3　第二百八条の三の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出について準用する。

4　第二百九条第一項及び第二百十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条の三第一項及び第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「決算関係書類」とあるのは、「法第七十二条の二十五第一項の規定により作成すべきもの」

（新設）

と読み替えるものとする。

第六章　組織変更

（組織変更計画の記載事項）

第二百十九条　法第七十三条の三第四項第十一号の農林水産省令で定める事項は、株式の譲渡の制限に関する方法とする。

（計算書類に関する事項）

第二百二十条　法第七十三条の三第六項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　前項の規定は、法第八十条において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

（一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第二百二十一条　法第七十三条の五第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の農林水産省令で定める方法は、次

（新設）

（新設）

（新設）

（一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第二百十九条　法第七十三条の六第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一・二　（略）

（組織変更に際しての計算に関し必要な事項）

第二百二十二条　法第七十三条の六の規定による組織変更に際しての計算に関し必要な事項については、この条の定めるところによる。

2　出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3　出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本金の額　イに掲げる額からロからニまでに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の出資金の額

ロ　法第七十三条の四第一項の規定による持分の払戻しを請求した出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員（第五号において「脱退組合員」という。）の払込済み出資の額

ハ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の未払込出資金の額

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一・二　（略）

（新設）

ニ　出資組合にあっては、組織変更をする出資組合が有する処分未済持分の帳簿価額

二　資本準備金の額　次に掲げる額の合計額

イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の資本準備金の額

ロ　組織変更の直前の出資組合の再評価積立金の額

三　その他資本剰余金の額　零

四　利益準備金の額　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の利益準備金の額

五　その他利益剰余金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額

イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人のその他利益剰余金の額

ロ　組織変更をする出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員に対して支払う金銭の額

ハ　脱退組合員に対して払い戻す持分の額から脱退組合員の払込済み出資の額を減じて得た額

（組織変更の届出）

第二百二十三条　出資組合又は出資農事組合法人は、法第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添

（新設）

付して行政庁に提出しなければならない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

第六章　農業協同組合中央会

（中央会の指導の内容の総会への報告）

第二百二十条　法第七十三条の二十五第二項の規定による総会への報告は、中央会から法第七十三条の二十二第一項第一号の指導を受けた後最初に招集される総会において、当該指導の内容及びこれに対する措置を明らかにして行うものとする。

（中央会の定款の変更の認可を要しない事項）

第二百二十一条　法第七十三条の三十三第二項の農林水産省令で定める事項は、主たる事務所の所在地の名称の変更その他の農林水産大臣の定める軽微な事項とする。

（中央会の決算書類）

第二百二十一条の二　法第七十三条の三十七において準用する法第七十二条の十二の九第一項の規定により事業年度ごとに中央会が作成すべき事業報告は、当該中央会の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載し、又は記録しなければならない。

（農業協同組合監査士の選任資格）

第二百二十二条　法第七十三条の三十八第二項の農林水産省令で定め

る資格は、次のいずれにも該当する者であることとする。ただし、公認会計士にあっては、第一号及び第三号に該当する者とみなす。

一　全国中央会が行う資格試験に合格すること。

二　前号の資格試験に合格した後、農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、中央会において、法第七十三条の二十二第一項第二号の事業（以下「監査事業」という。）を担当する部課（以下「監査担当部課」という。）に一年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けたこと。

三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ　中央会の監査担当部課における農業協同組合監査士の監査事業に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ　中央会の監査担当部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務

ハ　組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務

2　前項第一号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

3　第一項第二号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

（削る。）

（削る。）

（中央会の会計の原則）

第二百二十二条の二　中央会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（決算報告）

第二百二十三条　法第七十三条の四十八第三項において読み替えて準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な科目に細分することができる。

一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二　債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四　分配額

2　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　残余財産の分配を完了した日

二　残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

第七章　指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二百二十三条の二　法第九十二条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第十条第一項第十号の事業を行う組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百二十三条の四において同じ。）に農林水産大臣により公表されている法第十条第一項第十号の事業を行う組合（次条及び第二百二十三条の五第二項において「全ての組合」という。）の数で除して行うものとする。

第六章の二　指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二百二十三条の二　法第九十二条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二百二十三条の十五において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第十条第一項第十号の事業を行う組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百二十三条の四において同じ。）に農林水産大臣により公表されている法第十条第一項第十号の事業を行う組合（次条及び第二百二十三条の五第二項において「すべての組合」

（組合に対する意見聴取等）

第二百二十三条の三　法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、法第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての組合の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百二十三条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

２　法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての組合の説明会への出席の有無

三　全ての組合の意見書の提出の有無

という。）の数で除して行うものとする。

（組合に対する意見聴取等）

第二百二十三条の三　法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、法第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての組合の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百二十三条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

２　法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての組合の説明会への出席の有無

三　すべての組合の意見書の提出の有無

四・五　（略）

3　前項の書類には、第一項第二号ハの組合から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第二百二十三条の五　（略）

2　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第二百二十三条の三第一項第二号の規定により全ての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

3　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二　（略）

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百二十三条の九及び第二百二十三条の十において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十二条の

四・五　（略）

3　前項の書類には、第一項第二号ハの組合から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第二百二十三条の五　（略）

2　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第二百二十三条の三第一項第二号の規定によりすべての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

3　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二　（略）

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百二十三条の九及び第二百二十三条の十において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

（新設）

九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五～九　（略）

（業務規程で定めるべき事項）

第二百二十三条の七　法第九十二条の七第八号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、共済事業等に係るものをいう。第二百二十三条の十一において同じ。）又は紛争解決手続（法第九十二条の六第三項に規定する紛争解決手続であって、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第二百二十三条の八　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第十一号の農林水産省令で定める事項は、指定共済事業等紛争解決機関は、当事者である加入組合（法第九

四～八　（略）

（業務規程で定めるべき事項）

第二百二十三条の七　法第九十二条の七第八号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、共済事業等（同項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。第二百二十三条の十一において同じ。）又は紛争解決手続（法第九十二条の六第三項に規定する紛争解決手続であって、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第二百二十三条の八　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第十一号の農林水産省令で定める事項は、指定共済事業等紛争解決機関（法第九十二条の九第一項に規定す

十二条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。第二百二十三条の十一第一項、第二百二十三条の十二第三項第三号及び第二百二十三条の十三第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二百二十三条の十二　（略）

２　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　（略）

二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

る指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第九十二条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者（利用者以外の法第十一条の十第四号に規定する共済契約者等を含む。第二百二十三条の十一第一項、第二百二十三条の十二第三項第三号及び第二百二十三条の十三第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二百二十三条の十二　（略）

２　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　（略）

二　財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する

3　（略）	3　（略）
第八章　監督	（新設）
（削る。）	第七章　監督
（共済代理店の設置又は廃止の届出） 第二百二十六条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条第一号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。	（共済代理店の設置又は廃止の届出） 第二百二十六条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条の二第一号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。
（共済計理人の選任及び退任の届出） 第二百二十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第四十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。	（共済計理人の選任及び退任の届出） 第二百二十七条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条の二第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第四十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

消費生活コンサルタントの資格

第二百二十八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第九十七条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

第二百二十八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第九十七条の二第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条の二第三号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条の二第三号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第九十七条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十九条　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。）を

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十九条　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条の二第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条の二第六号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条の二第六号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四　法第九十七条の二第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条の二第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る法第十一条の四十七第一項に規定する子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が法第十一条の四十八第一項に規定する国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。

超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係

）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条の二第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第九十七条の二第九号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第九十七条の二第九号に該当する場合にあっては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四　法第九十七条の二第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第九十七条の二第九号に該当する場合にあっては、当該届出

る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十二条各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

二　（略）

三　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は

に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十二条各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条の二第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

二　（略）

三　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条の二第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は

第六十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第九号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五　（略）

六　第四号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条第十号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

七～二十二　（略）

2　（略）

3　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、第一項第二十一号に掲げる場合において法第九十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

4　第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

第六十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条の二第九号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五　（略）

六　第四号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条の二第十号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

七～二十二　（略）

2　（略）

3　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、第一項第二十一号に掲げる場合において法第九十七条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

4　第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　法第十一条の四、法第十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四　法第十一条の二十第一項、第十一条の二十一若しくは第十一条の二十四の規定、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二十二条の二十九第一項の規定に違反する行為又は準用保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為

五・六　（略）

5・6　（略）

第九章　雑則

（削る。）

（電磁的記録）

第二百三十三条　法第十一条の五十七第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

三　法第十一条の二の三、法第十一条の二の四において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四　法第十一条の十又は法第十一条の十の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

五・六　（略）

5・6　（略）

（新設）

第八章　雑則

（電磁的記録）

第二百三十三条　法第十一条の三十八第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百三十四条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　法第十一条の五十七第二項第三号

二　法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第五項

三　法第二十七条第三項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）

四　法第二十九条の二第二項第三号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

五　法第三十五条第三項第二号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

六　法第三十六条第十一項第三号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

七　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

八　法第四十六条の四第四項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

九　法第六十五条の三第二項第三号（法第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十　法第六十八条の二第三項第三号（法第七十条第二項、第七十条

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百三十四条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　法第十一条の三十八第二項第三号

二　法第十六条第八項、第五十八条第七項及び第七十三条の四十四第五項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第五項

三　法第二十七条の二第三項第二号

四　法第二十九条の二第二項第三号

五　法第三十五条第三項第二号

六　法第三十六条第十一項第三号

七　法第四十六条の五第四項第二号

八　法第六十五条の三第二項第三号

九　法第六十八条の二第三項第三号

十　法第七十二条の十二の九第四項第三号

十一　法第七十三条の十三第二項第三号

十二　法第百条の五第五号

十三　法第百一条第一項第二号の十二

の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十一　法第七十二条の二十五第四項第三号

十二　法第七十四条第二項第三号（第八十条において準用する場合を含む。）

2　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百三十五条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一　法第二十九条の二第四項（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

二・三　（略）

四　法第四十六条の四第三項（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

（電子署名）

第二百三十六条　法第三十三条第四項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める署名又は記名押印に

2　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百三十五条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一　法第二十九条の二第四項

二・三　（略）

四　法第四十六条の五第三項

（電子署名）

第二百三十六条　法第三十三条第四項の農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

代わる措置は、電子署名とする。

2　（略）

（存続中央会の解散等の届出）

第二百三十七条　存続中央会（平成二十七年改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。第二百四十一条第一項及び第四項において同じ。）は、平成二十七年改正法附則第十一条の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、平成二十七年改正法附則第二十四条の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「解散を決議」とあるのは「組織変更計画、組織変更計画を承認」と、「解散の」とあるのは「組織変更の」と読み替えるものとする。

（財産目録に関する事項）

第二百三十八条　第百八十条第一項の規定は、平成二十七年改正法附則第十三条第八項（平成二十七年改正法附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第百八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

2　（略）

（新設）

（新設）

（存続都道府県中央会の組織変更の認可申請）

第二百三十九条　存続都道府県中央会（平成二十七年改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会をいう。）は、平成二十七年改正法附則第十四条第一項の規定による認可を申請しようとするときは、組織変更計画及び事業計画並びに監査事業（平成二十七年改正法附則第十三条第六項に規定する監査事業をいう。第二百四十一条において同じ。）を行う場合にあっては平成二十七年改正法附則第十三条第六項の監査規程を農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）

（組織変更後の農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十条　平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　その主たる事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部であること。

二　都道府県の区域を地区とすること。

（新設）

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

（新設）

一　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条第一項に規定する存続全国中央会をいう。第五項及び第六項において同じ。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。

二　農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは平成二十七年改正法附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（次号及び第二百四十三条において「組織変更後農業協同組合連合会」という。）における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士（旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。以下この条において同じ。）の同号の事業に関する補助若しくは組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課における平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格を有する者の監査事業に関する補助又は公

認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務又は組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課以外の部課における組合の経営に関する相談に応ずる事務

ハ　組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務

2　次の各号に掲げる者は、農業協同組合監査士とみなす。

一　旧農業協同組合監査士に選任されていた者

二　公認会計士であって前項第二号に該当する者

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者　第一項第一号に該当する者

二　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した後、旧農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、農業協同組合中央会において、旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けた者　第一項第二号に該当する者

4　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間は、それぞれ当該

各号に定める期間とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会において旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に在籍していた期間　存続中央会において同号の事業を担当する部課に在籍していた期間

二　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士の同号の事業に関する補助の事務に従事していた期間　第一項第三号イに規定する事務に従事していた期間

三　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務に従事していた期間　第一項第三号ロに規定する事務に従事していた期間

5　第一項第一号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

6　第一項第二号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

（監査規程の変更の認可を要しない事項）

第二百四十二条　平成二十七年改正法附則第二十条第一項の農林水産

（新設）

省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（監査規程の変更又は廃止の届出）

第二百四十三条　組織変更後農業協同組合連合会は、平成二十七年改正法附則第二十条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

（組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十四条　平成二十七年改正法附則第二十六条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　平成二十七年改正法附則第二十二条第三項各号に掲げることを主たる目的とすること。

二　全国において事業を行うものであること。

三　次に掲げる者が主たる構成員となっている法人であること。

イ　組合

ロ　組合が主たる構成員又は出資者となっている法人

附　則

（新設）

（新設）

附

則

（役員等の兼職が認められる場合の特例）

第一条の二　令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「第一号ハ、ニ又はホ」とあるのは、「第一号ハ、ニ、ホ、リ、ヌ又はル」とする。

別表第一（第二十一条の二第三項第九号及び第二十二条の二十九第一項第七号関係（資産の運用対象が受益証券等の場合））

一　資産の運用対象となる受益証券等（受益証券（投資信託法に規定する受益証券をいう。）又は投資証券（投資信託法に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券をいう。）をいう。以下同じ。）の名称

二　受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み

三　受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限

四　受益証券等の投資リスク

五　受益証券等の投資状況、運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。）並びに設定及び解約の実績

六　受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表

七　受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位当たり純資産額を含む。）、投資主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

（役員等の兼職が認められる場合の特例）

第一条の二　令第二条の三第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「前号ニ又はホ」とあるのは、「前号ニ、ホ、リ、ヌ又はル」とする。

別表第一（第二十三条第一項第五号関係（資産の運用対象が受益証券等の場合））

一　資産の運用対象となる受益証券等（受益証券（投資信託法に規定する受益証券をいう。）又は投資証券（投資信託法に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券をいう。）をいう。以下同じ。）の名称

二　受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み

三　受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限

四　受益証券等の投資リスク

五　受益証券等の投資状況、運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。）並びに設定及び解約の実績

六　受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表

七　受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位当たり純資産額を含む。）、投資主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

（注）受益証券等について金融商品取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。

別表第二（第二十一条の二第三項第九号及び第二十二条の二十九第一項第七号関係（資産の運用を法第十条第一項第十号の事業を行う組合が行っている場合））

一　資産の運用に係る目的及び基本的性格
二　資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限
三　資産の運用に係る運用リスク
四　資産の運用実績
五　当該共済契約の保有件数
六　資産の内訳
七　資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの

別表第五（第二百四条第一項第二号ハ(3)関係）

（略）

（注）この表において「契約者割戻し」とは、法第十一条の三十五第一項に規定する契約者割戻しをいう。

別表第六（第二百四条第一項第二号ニ関係）

（注）受益証券等について金融商品取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。

別表第二（第二十三条第一項第五号関係（資産の運用を法第十条第一項第十号の事業を行う組合が行っている場合））

一　資産の運用に係る目的及び基本的性格
二　資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限
三　資産の運用に係る運用リスク
四　資産の運用実績
五　当該共済契約の保有件数
六　資産の内訳
七　資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの

別表第五（第二百四条第一項第二号ハ(3)関係）

（略）

（注）この表において「契約者割戻し」とは、法第十一条の十六第一項に規定する契約者割戻しをいう。

別表第六（第二百四条第一項第二号ニ関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	百万円	
1981年度～1985年度		
1986年度～1990年度		
1991年度～1995年度		
1996年度～2000年度		
2001年度～2005年度		
2006年度～2010年度		
（削る。）		

（記載上の注意）

1　第三十一条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第十一条の三十七に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

2　予定利率については、各事業年度ごとの責任準備金に係る主な予定利率を記載すること。

3　共済契約の締結時期が2011年度以降の契約については各事業年度ごとに記載すること。

別表第七（第二百四条第一項第二号へ(4)関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	百万円	
1981年度～1985年度		
1986年度～1990年度		
1991年度～1995年度		
1996年度～2000年度		
2001年度		
2002年度		
2003年度		

（記載上の注意）

1　第三十一条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第十一条の十八に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

2　予定利率については、各事業年度ごとの責任準備金に係る主な予定利率を記載すること。

3　共済契約の締結時期が2001年度以降の契約については各事業年度ごとに記載すること。

別表第七（第二百四条第一項第二号へ(4)関係）

項目	記載事項
法第十一条の十八第一号に係る細目	一～七　（略） 八　法第十一条の十八第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第十一条の十八第二号に係る細目	一～四　（略）

別表第八（第二百二十四条及び第二百二十五条関係）

（略）

（注）

1　この表において「支払余力比率」とは、法第十一条の十八の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

2　この表において「契約者割戻し」とは、法第十一条の三十五第一項に規定する契約者割戻しをいう。

項目	記載事項
法第十一条の八第一号に係る細目	一～七　（略） 八　法第十一条の八第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第十一条の八第二号に係る細目	一～四　（略）

別表第八（第二百二十四条及び第二百二十五条関係）

（略）

（注）

1　この表において「支払余力比率」とは、法第十一条の八の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

2　この表において「契約者割戻し」とは、法第十一条の十六第一項に規定する契約者割戻しをいう。

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○　農業協同組合法施行規則（平成１７年農林水産省令第２７号）（抄）　　（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第１号（１）（第22条の５関係）（法人の場合）　（日本工業規格Ａ４）

事業報告書（　　年度）
（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

殿

郵便番号（　　－　　）
住　　所
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者又は管理人の氏名　　印

１．事業概要
（１）共済代理店委託契約締結年月日
　組合名　　年　月　日（　　共済）
（記載上の注意）
　委託契約を締結した組合ごとに記載すること。

（２）専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

（３）役員及び使用人の状況

<table>
<tr><td colspan="3">役　　員</td><td rowspan="2">使用人</td><td rowspan="2">合　計</td></tr>
<tr><td>常　勤</td><td>非常勤</td><td>小計</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する者の人数</td><td>役　員</td><td>使用人</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr>
</table>

（４）事務所の状況

<table>
<tr><td>名　　称</td><td>所　在　地</td><td>共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する役員及び使用人</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>主たる事務所</td><td></td><td>名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計　　店</td><td></td><td>計　　名</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
　事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

（５）委託を受けている組合数の推移（直近３ヵ年度）

<table>
<tr><td>○年度</td><td>○年度</td><td>○年度</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２．取扱共済契約等の状況

</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

（１）取扱共済契約等の内訳（直近３ヵ年度）

区　　分	○年度			○年度			○年度			備　　考
	法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契約件数（件）										
掛　　金（百万円）										
手　数　料（百万円）										

（記載上の注意）
１　法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
２　共済掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。
３　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

（２）取扱商品の月別契約件数等の状況（直近年度）

取扱組合名													
商品名													
		○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
契約件数（件）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												
掛　　金（百万円）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												
手　数　料（百万円）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												
（備考）													

（記載上の注意）
１　取り扱っている組合の商品について、上記の明細を商品名ごとに作成すること。ただし、商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱商品が属する「共済種類」を商品名の欄に記載の上、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
２　契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改（更新）契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改（更新）契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
３　掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。
４　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

３．共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情の発生件数（直近３ヵ年度）
（単位：件）

○年度	○年度	○年度

改　正　案	現　行
別紙様式第１号（２）（第22条の５関係）（個人の場合）　（日本工業規格Ａ４）	（新設）

事業報告書（　年度）
（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

殿

郵便番号（　－　）
住　所
電話番号（　）　－
氏　名　印

１．事業概要
（１）共済代理店委託契約締結年月日
組合名　年　月　日（　共済）
（記載上の注意）
委託契約を締結した組合ごとに記載すること。

（２）専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

（３）使用人の状況

使用人
名

（４）事務所の状況

名　称	所　在　地	共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する使用人	備　考
主たる事務所		名	
計　店		計　名	

（記載上の注意）
事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

（５）委託を受けている組合数の推移（直近３ヵ年度）

○年度	○年度	○年度

２．取扱共済契約等の状況

（１）取扱共済契約等の内訳（直近３ヵ年度）

区　　分	○年度			○年度			○年度			備　　考
	法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契約件数（件）										
掛　　金（百万円）										
手　数　料（百万円）										

（記載上の注意）

１　法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。

２　共済掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

３　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

（２）取扱商品の月別契約件数等の状況（直近年度）

取扱組合名		
商品名		

		○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
契約件数（件）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												
掛　　金（百万円）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												
手　数　料（百万円）	新　契　約												
	更改（更新）契約												
	合　　計												

（備考）

（記載上の注意）

１　取り扱っている組合の商品について、上記の明細を商品名ごとに作成すること。ただし、商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱商品が属する「共済種類」を商品名の欄に記載の上、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。

２　契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改（更新）契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改（更新）契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。

３　掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

４　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

３．共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情の発生件数（直近３ヵ年度）

（単位：件）

○年度	○年度	○年度

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○　農業協同組合法施行規則（平成１７年農林水産省令第２７号）（抄）　　（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第１号の２（１）（第106条第１号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資　産　の　部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負　債　の　部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純　資　産　の　部）
１　組合員資本
（1）出資金
（うち後配出資金）
（削る。）
（2）資本準備金
（3）利益剰余金
（略）
（4）処分未済持分
２　（略）</td><td>△</td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td><td>

別紙様式第１号（１）（第106条第１号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資　産　の　部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負　債　の　部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純　資　産　の　部）
１　組合員資本
（1）出資金
（うち後配出資金）
（2）回転出資金
（3）資本準備金
（4）利益剰余金
（略）
（5）処分未済持分
２　（略）</td><td>△</td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第１号の２（２）（第117条第１号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>１　事業総利益（又は事業総損失）
(1)～(8)　（略）
(9)　保管事業収益
(10)保管事業費用
保管事業総利益（又は保管事業総損失）
(11)～(20)　（略）
２　（略）</td><td>

×××
×××
×××</td></tr>
<tr><td>事　業　利　益　（又は事業損失）</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１～10　（略）

</td><td>

別紙様式第１号（２）（第117条第１号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>１　事業総利益（又は事業総損失）
(1)～(8)　（略）
(9)　農業倉庫事業収益
(10)農業倉庫事業費用
農業倉庫事業総利益（又は農業倉庫事業総損失）
(11)～(20)　（略）
２　（略）</td><td>

×××
×××
×××</td></tr>
<tr><td>事　業　利　益　（又は事業損失）</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１～10　（略）

</td></tr>
</table>

改　　正　　案	現　　行
別紙様式第１号の２（３）（第143条第３項第１号関係） （略）	別紙様式第１号（３）（第143条第３項第１号関係） （略）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第２号（１）（第106条第２号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>（資産の部）
（略）</td><td></td><td>（負債の部）
（略）
（純資産の部）
（略）
（削る。）
<u>資本準備金</u>
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td><td>

別紙様式第２号（１）（第106条第２号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>（資産の部）
（略）</td><td></td><td>（負債の部）
（略）
（純資産の部）
（略）
<u>回転出資金</u>
<u>資本準備金</u>
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第３号（１）（第106条第３号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資産の部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純資産の部）
（略）
（削る。）
資本準備金
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td><td>

別紙様式第３号（１）（第106条第３号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資産の部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純資産の部）
（略）
回転出資金
資本準備金
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第３号（２）（第117条第３号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>1　事業総利益（又は事業総損失）
(1)～(4)　（略）
(5) 保管事業収益
(6) 保管事業費用
保管事業総利益（又は保管事業総損失）
(7)～(10)　（略）
2　（略）</td><td>

×××
×××
×××</td></tr>
<tr><td>事　業　利　益　（又は事業損失）</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１～６　（略）

</td><td>

別紙様式第３号（２）（第117条第３号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>1　事業総利益（又は事業総損失）
(1)～(4)　（略）
(5) 連合農業倉庫事業収益
(6) 連合農業倉庫事業費用
連合農業倉庫事業総利益（又は連合農業倉庫事業総損失）
(7)～(10)　（略）
2　（略）</td><td>

×××
×××
×××</td></tr>
<tr><td>事　業　利　益　（又は事業損失）</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１～６　（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第４号（１）（第106条第４号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資産の部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純資産の部）
（略）
（削る。）
<u>資本準備金</u>
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td><td>

別紙様式第４号（１）（第106条第４号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（資産の部）
（略）</td><td rowspan="2"></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（純資産の部）
（略）
<u>回転出資金</u>
<u>資本準備金</u>
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>

別紙様式第５号（１）（第106条第５号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>（資産の部）
（略）</td><td></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（純資産の部）
（略）
（削る。）
資本準備金
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td><td>

別紙様式第５号（１）（第106条第５号関係）

（略）

<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>（資産の部）
（略）</td><td></td><td>（負債の部）
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（純資産の部）
（略）
回転出資金
資本準備金
（略）</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）
１・２　（略）

</td></tr>
</table>

改　正　案

別紙様式第６号（１）（第202条第３項第１号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

（記載上の注意）
１～３　（略）
４　各様式中「准組合員」は法第16条第１項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下業務報告書において「基盤強化法」という。）第28条第１項の規定により、准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

１　組合の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)・(4)　（略）

（４）　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項
（１）　（略）

（２）組合員の状況
イ　組合員数　（単位：組合員数）

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末
			持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
摘要：当期末正組合員戸数　戸 当期末准組合員戸数　戸 当期の組合員資格確認日　年　月　日 当期の組合員資格確認方法								

（記載上の注意）
１　「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第28条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
２　「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、正組合員たる個人又は准組合員たる個人のいる戸数を記載し、法人、組合、団体等の数は含めないこと。
３　「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、一戸に正組合員と准組合員の両方が含まれる場合は、正組合員戸数のみに計上すること。
４　（略）

ロ　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

現　　行

別紙様式第６号（１）（第202条第３項第１号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

（記載上の注意）
１～３　（略）
４　各様式中「准組合員」は法第16条第１項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下業務報告書において「基盤強化法」という。）第32条第１項の規定により、准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

１　組合の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、全国農業協同組合中央会の監査
(3)・(4)　（略）

（４）　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項
（１）　（略）

（２）組合員の状況
イ　組合員数　（単位：組合員数）

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末
			持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
摘要：当期末正組合員戸数　戸 当期末准組合員戸数　戸 当期の組合員資格確認日　年　月　日 当期の組合員資格確認方法								

（記載上の注意）
１　「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第32条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
（新設）

（新設）

２　（略）

ロ　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

区　　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　（略）
2　第76条の２第１項第１号から第４号までのいずれか又は同条第２項第１号から第４号までのいずれかに該当する場合は、その旨を欄外に記載すること。
3　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　法第30条第３項の信用事業を担当する専任の理事、同条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨
(2)　（略）
（削る。）

(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況（第６付属明細書２（２）「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
(5)　（略）
(6)　認定農業者（法人にあっては、その役員）である場合にはその旨
(7)　農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者である場合にはその旨（「実践的能力者」と記載）
(8)　第76条の２第１項第１号から第４号までのいずれか又は同条第２項第１号から第４号までのいずれかに該当する組合においては、同条第１項第１号イからリまでに掲げる者に該当する場合にはその旨
(9)　（略）
(10)　（略）
4・5　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	（削る）	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち組合出身の者の数）	職員数（うち組合出身の者の数）
						（削る）	%	%	%	人（　　）	人（　　）
						（削る）					
						（削る）					

（記載上の注意）
1　子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。
2　役員数及び職員数のうち「組合出身の者の数」は、組合の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に			

			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　（略）
（新設）

2　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　法第30条第３項の信用事業を担当する専任の理事、同条第12項の員外監事、同条第13項の常勤監事である場合にはその旨
(2)　（略）
(3)　実務精通役員（実務に精通し、組合の事業内容につき十分な識見と能力を有する者）である場合には、その旨
(4)　（略）
(5)　重要な兼職の状況

(6)　（略）
（新設）
（新設）

（新設）

(7)　（略）
(8)　（略）
3・4　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率	（新設）	役員数（うち組合との兼職者数(含出向者)）	職員数（うち組合との兼職者数(含出向者)）
						千円	%	%		人（　　）	人（　　）

（記載上の注意）
子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況

	対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
１　重要な子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
２　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

（８）　（略）

第２　貸借対照表
別紙様式第１号の２（１）と同様とする。

第３　損益計算書
別紙様式第１号の２（２）と同様とする。

第４　キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 （削る。） （削る。） （略）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 （削る。） （削る。） （略）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

（記載上の注意）
重要な子会社等の直近の計算書類を転記するか又は別途添付すること。
（新設）

（８）　（略）

第２　貸借対照表
別紙様式第１号（１）と同様とする。

第３　損益計算書
別紙様式第１号（２）と同様とする。

第４　キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）組合員資本　　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（削る。）				
資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。
(1)　合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)・(3)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資					
	計				
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（７）　（略）

（８）事業別の明細
イ　信用事業
①～⑤　（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）組合員資本　　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
回 転 出 資 金				
資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。
(1)　合併、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)・(3)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計 （うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（７）　（略）

（８）事業別の明細
イ　信用事業
①～⑤　（略）

⑥　金銭の信託　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第32条第１項に規定する特定農業協同組合であるか否かを欄外に記載すること。
2　（略）

⑦　有価証券　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　「(銀行社債)」欄は、令第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。
2　「(特別法人債)」欄は、令第32条第１項第３号に規定する債券について記載すること。
3　「社債」欄は、令第32条第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧～⑭　（略）

ロ～ニ　（略）

ホ　保管事業　（単位：千円）

項　　目	金　　額
（略）	（略）

ヘ　（略）

ト　農業経営事業

	種　　類	経営規模 （単位：ha、頭等）	当期販売高 （単位：千円）
法第十一条の五十第一項第一号の事業	（略）		
法第十一条の五十第一項第二号の事業	（略）		
法第十一条の五十第一項第三号の事業	（略）		

（記載上の注意）
（略）

チ　（略）

（９）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分		兼職先名又は	兼職先等での

⑥　金銭の信託　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第３条の５第１項に規定する特定農業協同組合であるか否かを欄外に記載すること。
2　（略）

⑦　有価証券　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　「(銀行社債)」欄は、令第３条の５第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。
2　「(特別法人債)」欄は、令第３条の５第１項第３号に規定する債券について記載すること。
3　「社債」欄は、令第３条の５第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧～⑭　（略）

ロ～ニ　（略）

ホ　農業倉庫事業　（単位：千円）

項　　目	金　　額
（略）	（略）

ヘ　（略）

ト　農業経営事業

	種　　類	経営規模 （単位：ha、頭等）	当期販売高 （単位：千円）
法第十一条の三十一第一項第一号の事業	（略）		
法第十一条の三十一第一項第二号の事業	（略）		
法第十一条の三十一第一項第三号の事業	（略）		

（記載上の注意）
（略）

チ　（略）

（９）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分		兼職先名又は	兼職先等での

役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏　　名	兼業事業名	役職名
（略）					

（記載上の注意）
　組合を代表する理事、法第30条の２第５項の経営管理委員設置組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3)　資本準備金取崩額 （削る。） ３　次期繰越損失金	

第９　部門別損益計算書
別紙様式第１号の２（３）と同様とする。ただし、次の事項を付記すること。
（略）

第10　単体自己資本比率の状況
（略）

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

第11・第12　（略）

第13　自己資本の基準状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏　　名	兼業事業名	役職名
（略）					

（記載上の注意）
　組合を代表する理事、法第30条の２第４項の組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3)　資本準備金取崩額 (4)　回転出資金取崩額 ３　次期繰越損失金	

第９　部門別損益計算書
別紙様式第１号（３）と同様とする。ただし、次の事項を付記すること。
（略）

第10　単体自己資本比率の状況
（略）

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

第11・第12　（略）

第13　自己資本の基準状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第14　員外利用の状況

1　（略）

2　共済事業　（単位：千円、％）

	（削る）	当期組合員からの受入共済金(A)	当期組合員以外からの受入共済掛金(B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
共済事業	（削る）			

（記載上の注意）
（略）

3　購買事業　（単位：千円、％）

	（削る）	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業	（削る）			

（記載上の注意）
（略）

4　販売事業　（単位：千円、％）

	（削る）	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業	（削る）			

（記載上の注意）
「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

第15　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

第14　員外利用の状況

1　（略）

2　共済事業　（単位：千円、％）

	当期受入共済掛金	当期組合員からの受入共済金(A)	当期組合員以外からの受入共済掛金(B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
共済事業				

（記載上の注意）
（略）

3　購買事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業				

（記載上の注意）
（略）

4　販売事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業				

（記載上の注意）
１　「当期取扱高」欄は、法第10条第21項に規定する者による利用を除いた額を記載すること。
２　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

第15　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第１項に規定する特定組合にあっては、同条第１項の規定に基づき、監事及び全国農業協同組合中央会から提出された監査報告）の写しを添付すること。

改　正　案

別紙様式第６号（２）（第202条第５項第１号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 （削る。） （削る。） （略）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 （削る。） （削る。） （略）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）

現　行

別紙様式第６号（２）（第202条第５項第１号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー （略） 出資の払戻しによる支出 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 （略）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）

（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

第７　連結自己資本比率の状況

（略）

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
（略）				

（記載上の注意）

（略）

（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第10号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	

第７　連結自己資本比率の状況

（略）

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
（略）				

（記載上の注意）

（略）

改　正　案

別紙様式第７号（１）（第202条第３項第２号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

区　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　（略）
２　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　法第30条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨
(2)・(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況（第６付属明細書２（２）「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
(5)・(6)　（略）
３・４　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	（削る）	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち連合会出身の者の数）	職員数（うち連合会出身の者の数）
						（削る）	%	%	%	人（　）	人（　）
						（削る）					

現　　行

別紙様式第７号（１）（第202条第３項第２号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、全国農業協同組合中央会の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　（略）
２　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　法第30条第12項の員外監事、同条第13項の常勤監事である場合にはその旨
(2)・(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況

(5)・(6)　（略）
３・４　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	（新設）	役員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）	職員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）
						百万円	%	%		人（　）	人（　）

						（削る）					

（記載上の注意）
1　子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。
2　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
1　子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

（８）　（略）

第２・第３　（略）

第４　キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
出資配当金の支払額	
（削る。）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：百万円）

（記載上の注意）
子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況

（記載上の注意）
子会社等の直近の計算書類を転記するか又は別途添付すること。
（新設）

（８）　（略）

第２・第３　（略）

第４　キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
出資配当金の支払額	
（削る。）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第５　（略）

第６　付属明細書

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（削る。）				
資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）　（略）

（３）外部出資　（単位：百万円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資					
	計				
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（７）　（略）

（８）事業資産等の明細
①～⑥　（略）

⑦　有価証券　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「（銀行社債）」欄は、農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外の

科　　目	金　　額
（略）	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第５　（略）

第６　付属明細書

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
回 転 出 資 金				
資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）　（略）

（３）外部出資　（単位：百万円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計 （うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（７）　（略）

（８）事業資産等の明細
①～⑥　（略）

⑦　有価証券　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「（銀行社債）」欄は、農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第３条の５第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以

ものについて記載すること。
２　「(特別法人債)」欄は、令第32条第１項第３号に規定する債券について記載すること。
３　「社債」欄は、令第32条第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧～⑭　（略）

（９）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
連合会を代表する理事、法第30条の２第５項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 （削る。） ３　次期繰越損失金	

（記載上の注意）
損失金処理のうち、資産再評価法に基づく再評価積立金によるてん補があった場合は、２の「(3) 資本準備金取崩額」の次に「(4) 再評価積立金取崩額」を設けて記載すること。

第９　単体自己資本比率の状況
（略）

（単位：百万円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
（略）				

外のものについて記載すること。
２　「(特別法人債)」欄は、令第３条の５第１項第３号に規定する債券について記載すること。
３　「社債」欄は、令第３条の５第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧～⑭　（略）

（９）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
連合会を代表する理事、法第30条の２第４項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 (4) 回転出資金取崩額 ３　次期繰越損失金	

（記載上の注意）
損失金処理のうち、資産再評価法に基づく再評価積立金によるてん補があった場合は、２の「(4) 回転出資金取崩額」の次に「(5) 再評価積立金取崩額」を設けて記載すること。

第９　単体自己資本比率の状況
（略）

（単位：百万円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第12　（略）

第13　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

（記載上の注意）
（略）

第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第12　（略）

第13　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第１項に規定する特定組合にあっては、同条第１項の規定に基づき、監事及び全国農業協同組合中央会から提出された監査報告）の写しを添付すること。

改　正　案

別紙様式第７号（２）（第202条第５項第２号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　目	金　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
非支配株主への配当金の支払額	
（削る。）	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　目	金　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
非支配株主への配当金の支払額	
（削る。）	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）

第７　連結自己資本比率の状況
（略）
（単位：千円）

項　目	当　期　末	前　期　末
	経過措置による	経過措置による

現　行

別紙様式第７号（２）（第202条第５項第２号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書
（略）
［直接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　目	金　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
非支配株主への配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
（略）	

［間接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　目	金　額
（略）	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
（略）	
非支配株主への配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
（略）	

（記載上の注意）
（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第10号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）

第７　連結自己資本比率の状況
（略）
（単位：千円）

項　目	当　期　末	前　期　末
	経過措置による	経過措置による

		不算入額		不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

		不算入額		不算入額
（略）				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

改　正　案

別紙様式第８号（１）（第202条第３項第３号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

区　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　（略）
２　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)～(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況（第６付属明細書２（２）「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
(5)・(6)　（略）
３・４　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	（削る）	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち連合会出身の者の数）	職員数（うち連合会出身の者の数）
						（削る）	％	％	％	人（　）	人（　）
						（削る）					
						（削る）					

現　　行

別紙様式第８号（１）（第202条第３項第３号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、全国農業協同組合中央会の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　（略）
２　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)～(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況

(5)・(6)　（略）
３・４　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	（新設）	役員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）	職員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）
						千円	％	％		人（　）	人（　）

（記載上の注意）
1　子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。
2　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
1　重要な子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

（８）　（略）

第２～第４　（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

（記載上の注意）
子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況

（記載上の注意）
重要な子会社等の直近の計算書類を転記するか又は別途添付すること。
（新設）

（８）　（略）

第２～第４　（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

1　計算書類に関する事項

（１）会員資本　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（削る。）				
資本準備金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。
(1)　合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)・(3)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資					
	計				
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（８）　（略）

（９）事業別の明細
イ～ホ　（略）
ヘ　農業経営事業

	種　　類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
法第十一条の五十第一項第一号の事業	（略）		
法第十一条の五十第一項第二号の事業	（略）		
法第十一条の五十第一項第三号の事業	（略）		

（記載上の注意）
（略）

1　計算書類に関する事項

（１）会員資本　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
回転出資金				
資本準備金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。
(1)　合併、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)・(3)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（８）　（略）

（９）事業別の明細
イ～ホ　（略）
ヘ　農業経営事業

	種　　類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
法第十一条の三十一第一項第一号の事業	（略）		
法第十一条の三十一第一項第二号の事業	（略）		
法第十一条の三十一第一項第三号の事業	（略）		

（記載上の注意）
（略）

（10）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
　法第30条の２第５項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3)　資本準備金取崩額 （削る。） ３　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第11　員外利用の状況

１　購買事業　（単位：千円、％）

	（削る）	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業	（削る）			

（記載上の注意）
（略）

２　販売事業　（単位：千円、％）

	（削る）	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業	（削る）			

（記載上の注意）
（削る。）

（10）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
　法第30条の２第４項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3)　資本準備金取崩額 (4)　回転出資金取崩額 ３　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第11　員外利用の状況

１　購買事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業				

（記載上の注意）
（略）

２　販売事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業				

（記載上の注意）
１　「当期取扱高」欄は、法第10条第21項に規定する者による利用を除いた額を記載すること。

１・２　（略） 第12　監査報告 （記載上の注意） 法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。	２・３　（略） 第12　監査報告 （記載上の注意） 法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第１項に規定する特定組合にあっては、同条第１項の規定に基づき、監事及び全国農業協同組合中央会から提出された監査報告）の写しを添付すること。

改　正　案

別紙様式第８号（２）（第202条第５項第３号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第５　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

現　行

別紙様式第８号（２）（第202条第５項第３号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～第５　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第10号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	

改　正　案

別紙様式第９号（１）（第202条第３項第４号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）　（略）

（２）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)　（略）

（３）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

区　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　農業協同組合法（以下業務報告書において「法」という。）第30条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨
(2)～(5)　（略）
２・３　（略）

（４）～（７）　（略）

（８）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	（削る）	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち連合会出身の者の数）	職員数（うち連合会出身の者の数）
						（削る）	%	%	%	人（　　）	人（　　）

（記載上の注意）

現　　行

別紙様式第９号（１）（第202条第３項第４号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）　（略）

（２）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、全国農業協同組合中央会の監査
(3)　（略）

（３）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　農業協同組合法（以下業務報告書において「法」という。）第30条第12項の員外監事、同条第13項の常勤監事である場合にはその旨
(2)～(5)　（略）
２・３　（略）

（４）～（７）　（略）

（８）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	（新設）	役員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）	職員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）
						百万円	%	%		人（　　）	人（　　）

（記載上の注意）

１　子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。
２　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
１　重要な子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
２　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

（９）　（略）

第２～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（削る。）				
資本準備金				
（略）				

（２）～（８）　（略）

（９）外部出資　（単位：百万円）

出　資　先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況

（記載上の注意）
重要な子会社等の直近の計算書類を転記するか又は別途添付すること。
（新設）

（９）　（略）

第２～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
回転出資金				
資本準備金				
（略）				

（２）～（８）　（略）

（９）外部出資　（単位：百万円）

出　資　先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

系統出資					
	計				
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（10）～（17）　（略）

2　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
法第30条の２第５項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 （削る。） ３　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　共済金等の支払能力の充実の状況に関する書面
（略）
１　支払余力（ソルベンシー・マージン）総額

支払余力（ソルベンシー・マージン）総額(A)	百万円

（記載上の注意）
法第11条の18第１項第１号に掲げる額をいう。

２　リスク合計額

リ　ス　ク　の　合　計　額　(B)	百万円

（記載上の注意）
法第11条の18第１項第２号に掲げる額をいう。

３　（略）

系統出資	（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計 （うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（10）～（17）　（略）

2　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
法第30条の２第４項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１　（略） ２　損失金処理額 (1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 (4) 回転出資金取崩額 ３　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　共済金等の支払能力の充実の状況に関する書面
（略）
１　支払余力（ソルベンシー・マージン）総額

支払余力（ソルベンシー・マージン）総額(A)	百万円

（記載上の注意）
法第11条の８第１項第１号に掲げる額をいう。

２　リスク合計額

リ　ス　ク　の　合　計　額　(B)	百万円

（記載上の注意）
法第11条の８第１項第２号に掲げる額をいう。

３　（略）

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第12　員外利用の状況

（単位：百万円、％）

	（削る）	当期会員からの受入共済金(A)	当期会員以外からの受入共済掛金(B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
共済事業	（削る）			

（記載上の注意）
（略）

第13　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第12　員外利用の状況

（単位：百万円、％）

	当期受入共済掛金	当期会員からの受入共済金(A)	当期会員以外からの受入共済掛金(B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
共済事業				

（記載上の注意）
（略）

第13　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第１項に規定する特定組合にあっては、同条第１項の規定に基づき、監事及び全国農業協同組合中央会から提出された監査報告）の写しを添付すること。

改　正　案

別紙様式第９号（２）（第202条第５項第４号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書
（略）

［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）

現　行

別紙様式第９号（２）（第202条第５項第４号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書

（略）

［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
１　（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第10号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）

改　正　案

別紙様式第10号（１）（第202条第３項第５号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

区　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)～(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況（第６付属明細書２（２）「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
(5)・(6)　（略）
２・３　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	（削る）	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の社会の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち連合会出身の者の数）	職員数（うち連合会出身の者の数）
						（削る）	%	%	%	人（　　）	人（　　）

現　　行

別紙様式第10号（１）（第202条第３項第５号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　事業概況書

１　連合会の事業活動の概況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

（記載上の注意）
１　（略）
２　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　（略）
(2)　監事の監査、行政庁の検査、全国農業協同組合中央会の監査
(3)　（略）

（４）　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項
（１）・（２）　（略）

（３）役員の状況
イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)～(3)　（略）
(4)　重要な兼職の状況

(5)・(6)　（略）
２・３　（略）

（４）～（６）　（略）

（７）子会社等の状況
イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	（新設）	役員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）	職員数（うち連合会との兼職者数(含出向者)）
						千円	%	%		人（　　）	人（　　）

（記載上の注意）
1　（略）
2　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
1　子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

（８）　（略）

第２～第４　（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（削る）				

（記載上の注意）
1　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況

（記載上の注意）
子会社等の直近の計算書類を転記するか又は別途添付すること。
（新設）

（８）　（略）

第２～第４　（略）

第５　注記表
（記載上の注意）
（略）

項　　目	注　記　事　項
（略）	
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項
（１）会員資本　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
回転出資金				

資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。
(1)　合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)～(4)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資					
	計				
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（10）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　分			氏　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
法第30条の２第５項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　目	金　額
１　（略） ２　損失金処理額	

資 本 準 備 金				
（略）				

（記載上の注意）
（略）

（２）固定資産　（単位：千円、％）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。
(1)　合併、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)～(4)　（略）
２～４　（略）

（３）外部出資　（単位：千円）

出　資　先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	（うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計 （うち回転出資金）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（略）					

（記載上の注意）
（略）

（４）～（10）　（略）

２　事業概況書に関する事項
（１）　（略）

（２）役員等の兼職等

区　分			氏　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
（略）					

（記載上の注意）
法第30条の２第４項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

（３）　（略）

第７　（略）

第８　損失金処理計算書
（略）

（単位：円）

科　目	金　額
１　（略） ２　損失金処理額	

(1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 （削る） 3　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第11　（略）

第12　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

(1)～(2)　（略） (3) 資本準備金取崩額 (4) 回転出資金取崩額 3　次期繰越損失金	

第９　（略）

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
（略）	（略）

（記載上の注意）
１　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
２・３　（略）

第11　（略）

第12　監査報告
（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第１項に規定する特定組合にあっては、同条第１項の規定に基づき、監事及び全国農業協同組合中央会から提出された監査報告）の写しを添付すること。

改　正　案

別紙様式第10号（２）（第202条第５項第５号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書

（略）

［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
（略）	

現　行

別紙様式第10号（２）（第202条第５項第５号関係）　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１～４　（略）

第５　連結キャッシュ・フロー計算書

（略）

［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　目	金　額
（略）	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー （略） 連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
（略）	

（記載上の注意）
１・２　（略）

第６　連結注記表
（記載上の注意）
（略）

項　目	注　記　事　項
（略）	（略）
（略）	１　第４章第３節第５款（第127条第１項第10号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 ２　（略）
合併に関する注記	
（新設）	
（略）	